

INTERJURIST

No.186

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

2015年11月1日発行

定価1000円

JP番号: 01025777

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

■平和への権利

- 平和への権利・国連宣言 この間の国連人権理事会の動き(2015年6月~9月) 弁護士 笹本 潤 1
- イタリア地方自治体における平和権——マルコ・マシア論文の紹介 東京造形大学教授 前田 朗 8
- シンポジウム「国際人権と日本」(7月26日) 名古屋学院大学准教授 飯島 滋明 14
- ガルトゥング来日と平和への権利 弁護士 笹本 潤 15
- 近畿弁護士連合会 講演会「国際法及び国連における『平和への権利』の意義」レポート 弁護士 仲尾 育哉 17
- 近畿弁護士会「平和への権利」講演要旨 憲法から考える国連「平和への権利」と安倍政権 名古屋学院大学准教授 飯島 滋明 20
- 平和への権利と安保法制 26

■IADLの報告

- 安保関連法案に対する IADL 声明についての記者会見 30
- IADL 声明: 国際法律家協会は戦争へと進む日本の立法に反対する 37
- 日本の安保法案に反対する、各国のIADL BUREAUメンバーからの反応(2015.7.25-8.1) IADL BUREAU 笹本潤 40
- IADL 声明: 広島および長崎での原爆投下70年目に当たり、国際民主法律家協会(IADL) は、核兵器の完全廃棄と基本的人権としての平和への権利の承認を呼びかける 42
- IADL 国連活動報告 2015年7月 青山学院大学教授 新倉修 44

■JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

- 『アフガン帰還兵の証言—封印された真実』 『帰還兵はなぜ自殺するのか』 室蘭工業大学大学院工学研究科教員 清末愛砂 62
- 『すぐにわかる 戦争法 安保法制ってなに?』 弁護士 大熊 政一 64
- 「戦争放棄と平和生存権」 日本国際法律家協会理事 小林政治 65

■新連載コラム: 「JALISAの活動とわたし」

弁護士 長谷川弥生 66

■会員紹介

67

■JALISA 活動日誌

68

■編集後記

68

■戦争法案の可決・成立に強く抗議する法律家 6団体共同声明 49

■フィリピン

- 多文化家族への支援—積極的平和の視点から: 名古屋学院大学教授 佐竹眞明 51
- KAFIN 15周年記念パーティでのJALISA表彰 弁護士 長谷川弥生 57
- ベトナム法律家協会と私たち 青山学院大学教授 新倉修 58
- キューバ友好団体との懇談会に参加して 弁護士 長谷川弥生 60

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.186 Nov 1, 2015

■The Right to Peace

- UN Declaration on the Right to Peace Recent Actions by the United Nations Human Rights Council (June – September 2015)
Jun SASAMOTO, Lawyer 1
- The Right to Peace in Italian Municipalities: An Introduction to a Paper by Marco Mascia
Akira MAEDA, Professor, Tokyo Zokei University 8
- Symposium: International Human Rights and Japan (July 26)
Shigeaki IJIMA, Associate Professor, Nagoya Gakuin University 14
- Johan Galtung's Japan Visit and the Right to Peace
Jun SASAMOTO, Lawyer 15
- Report on the Kinki Federation of Bar Associations Lecture "The Significance of 'the Right to Peace' in International Law and the United Nations"
Ikuya NAKAO, Lawyer 17
- The UN 'Right to Peace' and the Abe Government in Light of the Japanese Constitution
Shigeaki IJIMA, Associate Professor, Nagoya Gakuin University 20
- The Right to Peace and Our Campaign Against the Security Legislation 26

■IADL Report

- Press Conference About the IADL Statement on Japanese Security Legislation 30
- International Association of Democratic Lawyers Opposes Move to War in Japan 37
- Reactions of National IADL Bureaus Opposing Japan's Security Legislation
IADL Bureau, Jun SASAMOTO 40
- On the Occasion of the 70th Anniversary of the Bombing of Hiroshima and Nagasaki the International Association of Democratic Lawyers (IADL)
Calls for a Complete Ban on Nuclear Weapons and the Recognition of the Right to Peace as a Fundamental Human Right 42
- IADL, United Nations Activities Bulletin, July 2015
Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University 44

■Joint Statement by Six Lawyers' Organizations Strongly Protesting the Passage and Enactment of the War Bills 49

■The Philippines

- Support to Cross-cultural Families from a Perspective of Positive Peace
Masaaki SATAKE, Professor, Nagoya Gakuin University 51
- JALISA Award at the KAFIN 15th Anniversary Commemorative Party
Yayoi HASEGAWA, Lawyer 57

■Vietnam Lawyers Association and We JALISA Members

Osamu NIIKURA, Aoyama Gakuin University 58

■My Participation in an Informal Meeting with a Cuban Friendship Organization

Yayoi HASEGAWA, Lawyer 60

■Books Useful for JALISA Activities

- Zinky Boys: Soviet Voices from the Afghanistan War (Svetlana Alexievich) and Thank You for Your Service (David Finckel)
Aisa KIYOSUE, Muroran Institute of Technology 62
- War Legislation and Security Laws for Dummies
Masakazu OHKUMA, Lawyer 64
- War Renunciation and the Right to Live in Peace
Masaharu KOBAYASHI, JALISA Board member 65

■New Column Series: My Involvement with JALISA Activities

Yayoi HASEGAWA, Lawyer 66

■Meet Our Members

- JALISA Diary 67
- Editorial Notes 68

68

平和への権利

平和への権利・国連宣言 この間の国連人権理事会の動き(2015年6月～9月)

弁護士 笹本 潤

1、国連人権理事会第29会期(2015年6月15日～7月3日)

4月の作業部会第3会期で、コンセンサスに達することができなかったため、この会期では今後の手続がどうなるか(作業部会が続行するかどうか)が注目されたが、どの国も決議案を準備しておらず、決議なされず、討論だけが行われた。

まず、作業部会議長のクリスチアン・ギジェルメ氏が作業部会第3会期のレポートを公式全体会に提出して説明した。コンセンサスに達成することはできず、議長としては辞任すると宣言した。

公式全体会で発言した各国政府代表は、作業部会ではコンセンサスに達しなかったものの、人権理事会の審議自体を打ち切ろうという提案は一つもなかった。

理事会に参加したNGOは集まりを持って、今後の進め方について議論した。スペイン国際人権法協会のカルロスさんや、特別報告者のデ・サヤス氏は、どんどん賛成国中心に進めるべき、と主張し、パパジオバンニのマラ・ファビオ氏らはコンセンサスで続けるべき、と主張した。ただ、この時の争点は、とにかく人権理事会における審議を続行させるためにどうすればいいかが最大のテーマだった。

2、国連人権理事会第30会期(2015年9月14日～10月2日)

キューバ政府が組織した政府間非公式協議(9月21日)では、29会期で提出された作業部会議長のレポートについての議論が行われ、作業部会第3会期の議論とはほぼ同じ議論が展開された。議長案第1条の、right to enjoy peaceについては、欧米諸国は同意できず、議論は再び平行線に。

その後、キューバが9月24日に提案した決議案(A/HRC/30/L.13)は、以下のようなものだった。

1. Decides that the working group shall hold its fourth session for five working days with the objective of finalizing the declaration;
宣言を完成させる目的で5日間の作業部会第4会期を開くことを決める。
2. Requests the Office of the United Nations High Commissioner for

Human Rights to provide the working group with the assistance necessary for it to fulfil its mandate;

OHCHRに、そのマンデートを達成するための必要な援助をすることを要求する。

3. Invites States, civil society and all relevant stakeholders to contribute actively and constructively to the work of the working group;

政府、市民社会、すべての関係者が作業部会の作業に積極的、建設的に貢献するように求める。

4. Requests the working group to prepare a report and to submit it to the Human Rights Council, to be made available in all official languages of the United Nations, for consideration at its thirty-third session.

作業部会に対しては、人権理事会第33会期（2016年9月）で審議するため、公用言語で、レポートを準備し人権理事会に提出するよう要求する。

この決議案は、手続事項なので、欧米諸国が反対、棄権しても今までの決議のように多数決で採択された。(10月1日に賛成33、反対12、棄権2で採択された。) これで平和への権利の審議の続行はとりあえず決まった、ということの意味する。

時期は不明だが2016年の前半には作業部会第4会期が開かれることになる。誰が議長になるか、進め方はコンセンサスか否か、などが注目される。また、当面は作業部会第3会期の議長レポートがたたき台になるだろうが、それ以外の提案がなされるかもしれない。

今後は、NGOとしては、国際的な世論をいかに作っていくか、日本も含め各国政府にどう働きかけていくか、が課題となってくる。

(2015年10月1日執筆)

<資料>

- ・ 人権理事会30会期に提出されたNGO共同ステートメント (1つ)
(デサヤス氏が中心の A/HRC/30/NGO/131)



General Assembly

Distr.: General
8 September 2015

English and Spanish only

Human Rights Council

Thirtieth session

Agenda item 3

**Promotion and protection of all human rights, civil,
political, economic, social and cultural rights,
including the right to development**

GE.15-15238(E)



Please recycle



Joint written statement* submitted by International Youth and Student Movement for the United Nations, non-governmental organizations in general consultative status, Asociación Española para el Derecho Internacional de los Derechos Humanos AEDIDH, American Association of Jurists, Amman Center for Human Rights Studies, Apne Aap Women World Wide (India) Trust, Armenian Constitutional Right-Protective Centre, Association Dunenyo, Association of War-Affected Women, Association pour l'Intégration et le Développement Durable au Burundi, Atheist Alliance International, Aube Nouvelle pour la Femme et le Développement, Autre Vie, BADIL Resource Center for Palestinian Residency and Refugee Rights, Bangladesh Nari Progati Sangha, Center for Development of Civil Society, Centre d'accompagnement des alternatives locales de développement, Centre for Democracy and Development, Commission africaine des promoteurs de la santé et des droits de l'homme, Foundation for Human Horizon, Foundation for the development of knowledge Suma Veritas, Humanitaire Plus, Institute of Global Education, Institute of Noahide Code, International Career Support Association, International Federation of Women in Legal Careers, International Federation of Women Lawyers, International Institute for Child Protection, International Organization for the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, Khiam Rehabilitation Center for Victims of Torture, Labour, Health and Human Rights Development Centre, Lama Gangchen World Peace Foundation (LGWPF), Lawyers' Rights Watch Canada, Marangopoulos Foundation for Human Rights, Organisation internationale pour les pays les moins avancés (OIPMA), Public Services International, Réseau des Organisations Féminines d'Afrique Francophone, Réseau International des Droits Humains (RIDH), Save the Climat, Shirley Ann Sullivan Educational Foundation, Solidarité Agissante pour le Développement Familial (SADF), Sun Charity USA, Tandem Project, The, The Children's Project, Inc., United Nations Association of San Diego, United Religions Initiative, Women's World Summit Foundation, World Association for Psychosocial

* This written statement is issued, unedited, in the language(s) received from the submitting non-governmental organization(s).

Rehabilitation, World for World Organization, Yayasan Pendidikan Indonesia, non-governmental organizations in special consultative status, Arab NGO Network for Development, Dzeno Association, Indian Council of South America (CISA), Institute for Planetary Synthesis, International Society for Human Rights, Share The World's Resources (STWR), non-governmental organizations on the roster

The Secretary-General has received the following written statement which is circulated in accordance with Economic and Social Council resolution 1996/31.

[31 August 2015]

The right to peace as a condition for a democratic and equitable order*

In 2011, the Human Rights Council established the mandate of independent expert on the promotion of a democratic and equitable international order, affirming that a democratic and equitable international order requires, *inter alia*, the realization of the right of all peoples to peace.¹

A few months later, in July 2012, the Human Rights Council established the Intergovernmental Working Group entrusted with the preparation of the United Nations declaration on the right to peace,² on the basis of the draft declaration adopted by the Advisory Committee in 2012,³ which had embodied 85% of the standards proposed by the Santiago Declaration on the Human Right to Peace, adopted by civil society in 2010.

Three years later, we regret that the mandate has been totally forgotten and the codification process has been suspended with no advancement. Indeed, the Chairperson-Rapporteur submitted to the Human Rights Council on 25 June 2015 his report on the third session of the Working Group,⁴ which was held in Geneva in April 2015, including his third draft declaration on the right to peace. The title, several preambular paragraphs and the three articles proposed in the draft appeared in square brackets, revealing the objections of the States, even though the draft did not recognize the right to peace or any of its essential elements. The Chairperson-Rapporteur concluded that it was not possible to reach a consensus on the draft declaration, and invited the Human Rights Council to assess whether the international community was in a position to further develop the right to peace in a consensual manner at this time.

Finally, the Chairperson-Rapporteur referred to the commemoration in 2015 of the 70th anniversary of the establishment of the United Nations Organization to invite the States to conclude the codification process, provided that an agreement could be reached in a consensual manner. If not, the States should respond to their civil societies for that failure.

The debate showed again the division of States on the codification process of this emerging right. On one hand, European States affirmed their rejection of the legal basis of the right to peace, but reiterated their willingness to discuss the linkages between peace and human rights. On the other hand, Latin American States, States belonging to the Non-Aligned Movement, and ASEAN Member States, defended the right to peace and the need to develop it in a declaration, therefore supporting the extension of the mandate of the Working Group.

Civil society organizations in turn, expressed their disappointment with the codification process through different oral and written statements, explaining that the provisions of the third draft declaration submitted by the Chairperson-Rapporteur were insufficient to recognize the human right to peace, since they did not define the emerging right or develop its elements, meaning no advancement in the current status of international human rights law.

Therefore, the 29th session of the Human Rights Council closed on 3 July 2015 without any State introducing a resolution requesting the extension of the mandate of the Working Group for one additional year. The lack of action by the Human Rights Council meant the suspension of the codification process of the right to peace.

¹ Resolution 18/6, of 29 September 2011, para. 6.

² Resolution 20/15, of 5 July 2012.

³ Doc. A/HRC/20/31, of 16 April 2012.

⁴ Doc. A/HRC/29/45.

Civil society organizations regret this suspension. We recommend that the Working Group resume its initial mandate and start a true negotiation on the elements of the human right to peace, based on the Advisory Committee's Declaration of 2012 and the Santiago Declaration of 2010. To this end, the consensus rule should be abandoned in favour of the majority rule (as established in Article 20 of the rules of procedure of the Human Rights Council), in order to prevent that a small number of developed States which reject the existence of the right to peace, from frustrating the aspirations of the majority of developing States and civil society organizations.

For its part, the Independent Expert on the promotion of a democratic and equitable international order noted in his 2014 report that peace is a condition for a just international order, necessitating good faith disarmament negotiations and a gradual transition from military-first budgets to human security budget⁵.

Consequently, civil society organizations call on States supporting the human right to peace to submit a draft resolution to the Human Rights Council at its 30th session, to extend the mandate of the Working Group, with a view to completing the United Nations Declaration on the Right to Peace, which would constitute an outstanding progress in the promotion of a democratic and equitable international order based on respect for universal human rights and adherence to the rule of law.

*Observatorio Internacional del Derecho Humano a la Paz, International-Lawyers.Org, CEPAZ – Centro de Justicia y Paz, SAFA (South Asian Feminist Alliance for ESCR), Women's Action Network Sri Lanka, Centro para la Paz y los Derechos Humanos de la Universidad Central de Venezuela (UCV), Peace Without Limits, Election Network in The Arab Region (ENAR), Arab Society for Academic Freedom (ASAF), Funpaz, Asociación por la Recuperación de la Memoria Histórica de Cataluña, Centre for Socio-Economic Development, Splendors of Dawn Poetry, The Populace Foundation International, Association Internationale des Droits de L'Homme (AIDH), Asociación Pro Derechos Humanos de España, Beati i costruttori di pace, Servicios y Asesoría para la Paz (México), Asociación Pro Derechos Humanos de Andalucía, On Earth Peace, COFAVIC, Mopotac - Africa, Bureau for Reconstruction and Development (BRD) Afghanistan, Venezuela Diversa A.C., The Liberties Group for Development and Human Rights (LGDHR), Korea PSCORE, SOVA Somalia, Bakhtar Development Network Global, Gradanska alijansa - Civic Alliance, Prosalus, Democracy Today, Kashmir Institute of International Relations, RET, Protecting Through Education, TransConflict. NGOs without consultative status, also share the views expressed in this statement.

⁵ A/HRC/27/51, of 17 July 2014, pars. 68-73.

イタリア地方自治体における平和権 ——マルコ・マシア論文の紹介

東京造形大学教授 前田 朗

一 紹介論文

「国連平和権宣言」を求める平和運動にはスペイン、スイス、コスタリカ、日本など各国の法律家が結集してきたが、イタリアからも強力なスタッフが参加してきた。その中でイタリアの地方自治体には平和権を明記した条例がいくつもあると聞いた。具体的な情報がほしいと思っていたところ、パドヴァ大学人権センター長のマルコ・マシアの論文が届いた。

マルコ・マシア「地方政府条例における平和人権の連結——イタリアの先駆的実例」『平和人権』特別号 (2013年2・3月、マルシリオ、パドヴァ大学人権センター) である。幸いイタリア語でなく英語で書かれている。

Marco Mascia, The Human Rights Link in the Statutes of Local Governments: The Pioneering Example of Italy, Pace diritti umani/ Peace human rights, Rivista quadrimestrale, Nuova serie, anno X, numero 2-3, Maggio-dicembre 2013. Special issue on the right to peace.

従来の憲法学研究を見ても、イタリア地方自治体の平和条例に関する情報はほとんど紹介されていない。無防備地域運動においても知られていない。イタリア語はできないし、イタリア憲法も地方自治制度も知らないで、不正確かもしれないと断りつつ、以下マシア論文の概略を紹介する。憲法の戦争放棄条項については下記を参照。

高橋利安「イタリア共和国憲法の平和主義—戦争放棄条項 (第11条) を中心に—」浦田一郎ほか編『平和と憲法の現在—軍事によらない平和の探求—』(明治大学軍縮平和研究所、2009)

山岡規雄「イタリア共和国憲法第11条 (戦争否認条項) をめぐる議論」『レファレンス』2014年10月号

二 マシア論文の概要

1 「平和人権」規範

イタリア憲法 (1948年) 第11条は「イタリアは他国民の自由に対する侵略の手段としての戦争及び国際紛争を解決する手段としての戦争を否認する。他国と同等の条件のもとで、国家間の平和と正義を保障する世界秩序に必要な主権の制限に同意する。この目的を持つ国際組織を促進し支援する。」と規定する。

その下で、ヴェネト州の「平和の文化の促進のための地方の措置」に関する州法18号（1988年3月30日）が、戦争の否認=個人及びすべての人民の基本権としての平和権を定める。イタリア共和国の地方法秩序に平和と人権の結合が導入された最初である。

1. ヴェネト州は、国際紛争を解決する手段としての戦争の否認、人権の促進、民主的自由および国際協力を掲げた憲法原則に従って、平和を基本的人権であり、人民の権利であると認める。
2. この目的のために、ヴェネト州は、ヴェネト州を平和の土地とするための、研究、文化、教育、情報提供および協力活動を通じて、平和の文化を促進する。
3. この目的を達成するため、ヴェネト州は、直接のイニシアティブを通じて、並びに、ヴェネト州で活動する地方当局、諸団体、文化組織、ボランティア、および国際協力団体の介入を促進して、行動する。

この法は、1999年12月16日の州法55号により改正、拡大された。

1. ヴェネト州は、国際紛争を解決する手段としての戦争の否認、人権の促進、民主的自由および国際協力を掲げた憲法原則に従って、平和と発展を個人及び人民の基本的人権であると認める。
2. 第1条の目的を達成するために、ヴェネト州は、文化・情報提供イニシアティブ、調査及び教育、脱中心的協力及び人道援助を通じて、人権、平和の文化および発展協力を促進する。特に、国際的に発展途上国とされる諸国において、ヴェネト州は、食糧自給、エコロジカルなバランスの保護、環境遺産の促進、健康衛生条件の改善、就学水準の上昇、女性と子どもの状況の改善、民族的文化的差異の尊重のもとでの男女の平等機会の促進のもとで、文化的アイデンティティの確保、基礎的ニーズの充足に貢献する。そうすることによって、ヴェネト州は、経済的社会的文化的支援により移住者の予防活動を行う。

マシアによると、1988年法はその後の法のパラダイムとなり、ほとんどすべての州、および市町の条例において採択された。1990年6月8日の「地方自治体法」に関する法142号、および1993年3月25日の「市長、州知事、市町議会、州議会の直接選挙」に関する法81号の発効が追い風となった。

1991年3月、ペルージャで「平和と人権のための地方自治体調整会合」の時にパドヴァ大学

人権センターが、新しい条例に「平和人権」を導入する提案をした。エルネスト・バルドゥッチはその提案を支援し、ヴェネト州平和人権担当者ルチアーノ・ファルチエはヴェネト州の前市長に公式の手紙を書いた。

その後数年間、ペルージャ・アッシジ平和行進を進めてきた「人民の国連総会」を通じて、平和ラウンドテーブルと平和と人権地方自治体調整がアントニオ・パピスカ教授の「アッシジの積極的平和の道」を進めた。地方自治体、学校、宗教団体、NGOおよび国際連帯運動のネットワークが作られた。

イタリア市民社会は新しい政治文化の促進を図り、平和ラウンドテーブルは民主主義を国内レベルから国際レベルに発展させるために「すべての人にすべての人権を」を掲げた。

2011年、ヴェネト州の財政支援によってパドヴァ大学人権センターが行った調査によると、104県、20州、2自治州、および人口5000人以上の2372の町の条例に含まれている。この調査によると、「人権」「基本的権利としての平和」「平和の文化」「戦争の否認」「人民の連帯と協力」「軍縮」「多文化対話」「平等と被差別の原則」といった表現を含む「人権平和」規範は、2086町、97県、13州にある。この成果は世界立憲主義という大きな価値のもとで進み、ヴェネト州で導入された「平和人権」は全イタリアに広がり、世界でも重要な事例である。

一連の条例はイタリア憲法と国際人権法の双方に根差している。国連憲章、世界人権宣言、国際自由権規約、国際社会権規約、欧州人権条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、EU人権憲章等である。2372のうち846が一つまたは複数の国際人権文書に言及し、36%である。国連憲章は120、世界人権宣言は154、国際自由権規約が23、国際社会権規約が20、子どもの権利条約が200、EU人権憲章が30である。516は1985年の欧州地方自治体憲章に言及している。104県のうち57、つまり55%が国際人権文書に言及している。国連憲章は9、世界人権宣言は5、国際自由権規約が1、子どもの権利条約が4、EU人権憲章が6、欧州地方自治体憲章が44である。20州のうち8が国際人権文書に言及している。

マシアは、条例に「平和人権」を取り入れることで、イタリア憲法と新しい国際法の核心がイタリア各地の生きた組織に組み入れられるという。「平和人権」を採択することにより、地方自治体の条例がグローバルなレベルで「超憲法 superconstitution」の原則の一部となる。国際人権法の規範を想起することにより、地方自治体が国際法秩序と国内法秩序を接合する過程で積極的役割を果たす。

2 平和への制度上の道

マシアは、人権と平和の接合は地方自治体 (local authority) が、市民の生命を保護することと、世界の共通善を追及するという、その市民に接近する二重の責務に合致する、という。

世界人権宣言第28条は「すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。」としている。

これは積極的平和の概念であり、単に戦争がないことではなく、諸人民の連帯と共同の積極的実践を意味する。

地方自治体は、個人と人民の平和への権利を含むすべての人権を保護・促進することについて、国家と、そして国際機関と競合している。地方自治体はNGOやボランティア団体とともに、国家に「平和への制度上の道」を歩ませるのに効果的な寄与をする、と考えるのが合理的である。

「平和人権」によって、地方自治体は国連の「人間の発展」と「人間の安全保障」戦略に即して、グローバリゼーションの平和的で、公正な、協力的な、そして民主的統制に積極的に参与する意思を表明する。

国際的に承認された人権を参照することは、多元的な統治の枠内で補完性原則を適切な光の中に置くことである。

「平和人権」を採択することによって、地方自治体はより相互依存的でグローバル化された世界における「政治的労働の配分 (division of political labour)」の動態の一部となる。

経済、社会、環境分野における世界的な相互依存性と、グローバリゼーションの接合過程の挑戦と反響が、「地方の領域」に直接の毛細管のような影響を持つことが強調されるべきである。

3 地方自治体の保護する責任

マシアは「普遍的に承認された人権と基本的自由を促進・保護する個人、団体、社会組織の権利と責任」に関する国連宣言を引用する。

第20条「すべての者は、個人としておよび他者と結合して、国内レベル及び国際レベルにおいて、人権と基本的自由の保護・実現を促進・努力する権利を有する。」

第7条「すべての者は、個人としておよび他者と結合して、新しい人権観念を発展させ、議論し、その承認を主張する権利を有する。」

人権促進・努力自体が「権利」であり、「新しい人権観念を発展させる」ことも権利に該当するという、非常に意欲的で積極的な規定である。

マシアによると、地方自治体は「一つの世界 (one world)」文化の積極的主体となる。逆説的に、地方自治体、その領域と結びついた存在、むしろその定義からして「領域」である地方自治体は、国際的に承認された人権と平和のために運営されるので、人間存在の平等と基本的権利という言葉で再定義され、それゆえ境界を超え、人権擁護者に関する国連宣言にも提示される。

それゆえ、地方自治体はすべての形態の人種主義、不寛容、外国人嫌悪、ナチスとファシズム、人々、動物、財産に対する暴力を、特に教育の分野で、予防し闘う。

地方自治の要請は真に自治の要求であって、単に脱中心化ではなく、「保護する責任」原則により強化される。特にNGOの都市・地方自治体連合 (United Cities and Local Government) は国連との協議資格を有し、「都市外交」の名により移行する政治運動である。

マシアは再び世界人権宣言第28条を引用し、続いて国際社会権規約に目を配る。

国際社会権規約第13条「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。」

さらに、1974年のユネスコの「人権と基本的自由に関連する国際理解、協力、平和、教育に関する勧告」、2004年の国連の人権教育のための世界プログラム、2011年の人権教育・研修国連宣言がある。

地方自治体はこれらの教育を支持し、制度的枠組み、組織構造、運営計画を策定する。特に、国境を越えたレベルの、教育の役割と連帯の実施が強調される。

「平和人権」規範を実施する戦略のための「教育」アプローチの選択は、構造的投資の選択である。

人権が憲法と国際法によって「普遍的、相互依存的、不可分」と認められているならば、人権、特に平和への権利の尊重を教育する義務があるのならば、公式に勧告された教育が好ましい活動であるのならば、「平和人権」を実施する活動をする地方自治体は、地方共同体の善のために活動し、国家が国際的約束を実現するのを援助する。

地方自治体は国家が国際的合法性 (international legality) を支持するのを援助する。地方自治体は人間の発展と国際的合法性のために活動する。

三 コメント

以上がマシア論文の概要である。いくつかコメントしておこう。

第1に、イタリア自治体における平和人権規範作成の努力は、これまで日本ではほとんど知られていなかったのではないだろうか。欧州諸国でもあまり知られていなかったようで、国連平和への権利宣言を作ろうという国際キャンペーンの事務局的な役割を担ってきたダヴィド・フェルナンデス・プヤナ (スペイン国際人権法協会、現在はコスタリカ政府国連欧州本部スタッフ) も、詳しく

くは知らなかったと言っていた。国連人権理事会にも報告されたことはなかったのではないだろうか。イタリアの憲法学者、国際人権法学者が先頭に立ち、パドヴァ大学やパドヴァ市の協力を得て、そこからイタリア各地に広がっていったようだが、さらに世界への広がり直ちにつながったわけではない。むしろ、スペイン国際人権法協会による平和への権利国際キャンペーンに触発され、再びイタリア自治体が脚光を浴びることになった。マシア論文はまさにそのために書かれた。

第2に、イタリア自治体における平和人権規範はかなり多様である。マシアはヴェネト州の条例がパラダイムとなったと述べているが、各地の条文は、スタイルも、用いている用語もかなり異なるようである。各自治体ごとの状況、歴史などを踏まえて、相互に影響を与えつつも、それぞれに作成されたのであろう。発展過程において、それらを関連付け、総括する作業は行われてこなかったのだろうか。パドヴァ大学による調査、そしてマシア論文が、今後の帰趨に影響を与える可能性はあるだろうか。

第3に、イタリア自治体における平和人権規範が持つ国際的意義である。マシアが述べているように、イタリアにおける発展と国際人権法における発展があいまって、次の一歩が始まることが期待される。国連平和への権利宣言キャンペーンのなかでは、日本国憲法前文（長沼訴訟札幌地裁判決、イラク自衛隊派遣訴訟名古屋高裁判決、岡山地裁判決）、コスタリカ憲法第12条と憲法裁判所判決、韓国憲法裁判所判決が語られてきたが、ここにイタリアの状況を加えることによって、各国における平和人権規範、及び自治体における平和人権規範の実行例が多様化してきた。

国連人権理事会諮問委員会が国連平和への権利宣言草案を作成して議論が盛り上がったが、その後、国連人権理事会での議論は低調である。コスタリカ政府が作業部会長となって各国政府と協議してきたが、アメリカ、EU諸国、日本の猛烈な反対のため、議論は頓挫している。各地の実例を集約し、現代平和思想をさらに発展させていく必要がある。

なお、蛇足ながら補足しておくが、マシアは世界人権宣言第28条が積極的平和を定めたものと理解している。積極的平和とは平和学者ヨハン・ガルトゥングの「積極的平和・消極的平和」のことであり、安倍晋三の「軍事力による積極的平和主義」とは逆の意味である。

シンポジウム「国際人権と日本」(7月26日)

名古屋学院大学准教授 飯島 滋明

【開催趣旨】

日本では必ずしも周知されていないが、国連などで議論されている、重要な問題がある。「平和への権利 (Right to Peace)」もそうした問題の一つである。2003年のイラク戦争を契機に「平和への権利」の国際法典化を目指す動きが出て、現在も国連で平和への権利に関わる議論が続けられている。「平和への権利」は、日本のメディアなどではほとんど取り上げられておらず、平和問題に関心の高い市民の間でも、「平和への権利」の問題が必ずしも周知されている訳ではない。ただ、メディアで取り上げられない問題だから重要ではないわけではない。この点、「日本国際法律家協会」は「平和への権利」の存在、重要性に関わる情報をさまざまな機会を通じて発信しており、重要な役割を果たし続けてきた。

日本社会でその重要性、深刻さが必ずしも正確に認識されていない問題としては、「日本におけるフィリピン人」の問題も挙げられよう。フィリピン人の問題はメディアでも取り上げられているが、日本での人権侵害の深刻さが、正確かつ真摯に受け止められているとは言いがたい。「日本国際法律家協会」は「平和への権利」とともに、「日本でのフィリピン人問題」にも精力的に取り組み、さまざまな機会を通じてフィリピン人の人権問題を提起してきた。そして、日本国際法律家協会は、「知の拠点」として重要な社会問題を市民に提起する役割を果たすべきことが期待されている大学と連携し、さまざまな問題を提起してきた。そうした「コラボ」として、2015年6月には、青山学院大学で「平和への権利」と「フィリピン人問題」に関わるシンポジウムが開催された(その内容に関してはINTERJURIST185号を参照)。そして7月26日には名古屋学院大学平和学研究会(代表:阿部太郎教授)と連携して、「平和への権利」「日本でのフィリピン人問題」に関するシンポジウムが開催された。

「平和への権利」に関しては、長きにわたり「平和への権利」の問題に精力的に携わってきた、笹本潤弁護士が報告を担当した。笹本報告では、2015年4月にジュネーブの人権理事会での「平和への権利作業部会第3会期」の動向を踏まえた、「平和への権利」をめぐる国連の審議状況、「平和への権利」と日本国憲法の「平和的生存権」の内容的関連性などに関する報告がなされた。

フィリピン人の人権問題に関しては、フィリピン問題の専門家である名古屋学院大学の佐竹真明教授から、平和学の重要概念である「積極的平和」とも関連させたフィリピン人の問題に関する報告がなされた。本号では、7月26日のシンポジウムに関わる原稿が掲載されているので、ご覧いただければ幸いです(51ページ)。

ガルトゥング来日と平和への権利

弁護士 笹本 潤

8月19日~22日にヨハン・ガルトゥングが来日した。今回の来日は、安倍首相のいう「積極的平和主義」が、ガルトゥングのいう「積極的平和」とは異なること、それから日本とアジアの情勢についての提言することである。

私が、参加したのは8月21日の午後2時から横浜で開かれた招待者だけの講演会で、学生や研究者など約30人が参加し、割とアカデミックな講義だった。「9条にノーベル平和賞を」実行委員会の鷹巣直美さんと共に参加した。また、直接ガルトゥングに平和への権利キャンペーンのサポーターになってもらうためにガルトゥング宛の手紙を用意して臨んだ。

《講演の内容》 (ポイントのみ)

・アカデミック (平和学について)

平和学は日本では学位がない。学際的な学問であり、「trans」という概念が重要になってくる。人間間-地域間-国家間といった関係性が問題である。平和とは「関係性」である。その人や国がどんなにいい人でも、関係が悪ければ紛争になる。国際関係論でもない。左翼や右翼でもない。宗教でもない。

・トライアングル

まず、事実-価値-理論のトライアングルの図を描いた。事実と理論を結ぶものが実証主義、事実と価値を結ぶものが法学や文学批判。価値と理論を結ぶものが建築学や医学。平和学は医学に近い。

・ネガティブとポジティブ

Negativeは回避する、なくすという意味がある。安倍首相の言う「積極」はProactiveで予防という意味。Positiveは、病気に例えると、強い体を作るとのこと。原因を絶つこと。

・トラウマの解消のために

A日中間の慰安婦問題、南京事件。二つの朝鮮の問題。

→悪い関係をなくすという意味では消極的平和の問題。

積極的平和の問題としては、①協力、②相互関係、③互惠、④平等の要素が必要。

B相手方を理解する「共感」、

C組織化が必要。EUのような。(安保法案はinsecurity。しかし、野党にも対案がない。)

D理論と実践が必要

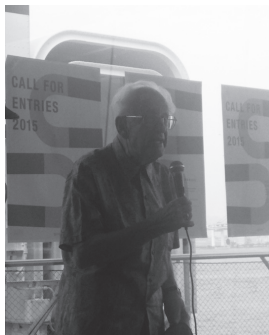
・ mediation 調停 (領土問題) にあたってのポイント

- A: 紛争の把握 (何が conflict なのか)
- B: 1人ずつと話し合うこと (アメリカとタリバンなど)
- C: Law、Human Rights、Legitimacy に裏付けされること
- D: Creative さが必要。(紛争地の共同管理の提案など)
- E: mediator は答を準備する必要があるが、当事者に押しつけてはいけない

《平和への権利のサポーターの要請》

サポーターになってもらうよう直接手紙を渡すことができた。特に国連人権理事会の諮問委員会のレポート (2011年3月28日、A/HRC/17/39) では、ガルトゥングの積極的平和が参考資料として取りあげられているので、その部分をコピーして見せたところ、検討はしてくれるとのことだった (ただ、その後返事なし)。

(横浜講演会にて)



横浜講演会にて

《領土紛争を NGO の役割》

私の方から、講演の最後に質問した。「メディエイションの理論は、政府間の対話がベースになっているが、NGO や市民は、それらを政府に委ねるしかないのでしょうか?」と質問した。ガルトゥングの答えは「NGO ならば他国政府にも働きかけられるメリットがあるし、その視点は私も今まで考えたことがなかった。」とのこと。直後の200人集会でも「さきほど日本の弁護士が・・・」という形で紹介されたそう。

私が念頭に置いていたのは、現在 COLAP VI や IADL で進めているアジアでの法律家の連帯活動のこと。ベトナム法律家協会やフィリピン、韓国の民主的法律家とのネットワークでは、南シナ海や東シナ海の議論が始められている。平和への権利 (平和権) を、広く、「紛争と平和に対し市民が物を申す権利」ととらえれば、本来、領土紛争に市民や NGO が口を出せないのはおかしいことでもある。

このような NGO レベルの動きが地域の紛争解決に果たす役割はきっとあるはずだ。

近畿弁護士連合会 講演会「国際法及び 国連における『平和への権利』の意義」レポート

弁護士 仲尾 育哉

2015年8月27日(木) 午後6時から、大阪弁護士会館2階203号室において、近畿弁護士連合会主催の「国際法及び国連における『平和への権利』の意義」と題する講演会が開催されました〔司会：田中俊氏(近畿弁護士連合会 人権擁護委員会委員)〕。

国会において「安保法案」が審議されていた時期であったので、一般市民や大学生の関心も高く、およそ50名の参加者が集まりました。

冒頭、弁護士の岩佐嘉彦氏(近畿弁護士連合会 常任理事)が「平和への権利」への期待を込めた開会挨拶を行い、その後、武藤達夫先生(関東学院大学法学部准教授)と飯島滋明先生(名古屋学院大学経済学部准教授)両氏による講演が行なわれました。

1 講演

(1) 武藤達夫先生「国連における平和への権利に関する議論」

武藤先生は、国際法、特に国際人権法の立場から話をされ、まず、国際人権法の発展過程の中で「平和への権利」を位置付けられました。伝統的な国際法は、国家間の法であったが、第二次世界大戦後、人権が国際法の問題とされるようになったこと(国家間における人の権利の承認)、そして、植民地であった諸国の独立等による国際社会の多様化の中で、1970~1980年代、人権を実現するために国際社会の構造自体を変革する必要が認識されるようになり(人権に対する構造的アプローチ)、また、自由権と社会権の人権の不可分一体性が強調されると同時に、総合的な「新しい人権」として「発展の権利」や「環境への権利」などが提唱されるようになったことについて触れられ、「平和への権利」も「新しい人権」の一つとして提唱されたと述べられました。



そして、近年の国連作業部会の議論について、いわゆる西側先進諸国を中心として、平和は人権ではない、「平和への権利」には法的基礎がない、曖昧な権利内容の人権は認められないなどと反対の動きがあること、それに対して「平和への権利」を支持する諸国家やNGOが巻き返しを図っていることなどが紹介されました。さらに、国連の場における最大の争点は、「平和の権利」の権利内容ではなく、平和を人権として認めること、及び安全保障の議論に「人権」の観

点を持ち込むこと自体の是非にあると指摘されました。

その上で、国際法及び国連における「平和への権利」の意義として、安全保障に関する議論の民主化、安全保障に関する法の支配の強化、人権の観点に立った兵力使用の評価が挙げられると述べられました。

最後に、武藤先生は、国連における「平和への権利」の議論の今後の展開について、「平和への権利」宣言の採択に際し、反対の動きの中で、宣言内容の希薄化等の危険があるものの、宣言化自体が「平和への権利」を実現する出発点となることも述べられました。

(2) 飯島滋明先生「憲法から考える国連『平和への権利』と安倍政権」

飯島先生は、憲法及び平和学の立場から話をされ、まず、「平和への権利」が、これまで戦争の惨禍を幾度も経験し「平和」を希求してきた国際社会の流れの延長上に位置づけられることを指摘されました。「平和への権利」は突然変異的に発生したのではなく、「武力で平和は作れない」ことを確認するものであると述べられました。



同時に、日本国憲法の平和主義や平和的生存権も、第一次世界大戦や第二次世界大戦の戦禍を経て「平和」を希求してきた国際社会の流れに連動してきたことを指摘されました。

その上で、飯島先生は、「安保法案」等をめぐる安倍政権の現在の動きに対し、国際社会の流れに反するものであるとして批判の眼を向けられました。そして、安倍政権がいうところの「積極的平和主義」は、平和学の第一人者であるヨハン・ガルトウクがいう「積極的平和」とは相いれないものであることを述べられました。ガルトウクがいう「積極的平和」とは、世界中に蔓延する貧困や搾取、差別をなくすための取り組みに対して名づけた言葉であり、安倍政権がやろうとする「積極的平和主義」は直接的暴力であり、全く意味が違うことを指摘されました。さらに、安倍政権が進める「戦争ができる国づくり」は、日本国憲法の平和主義や平和的生存権に反するのみならず、「平和」を希求してきた国際社会の流れに逆行すると指摘されました。

最後に、飯島先生は、平和主義や平和的生存権を掲げる憲法を持つ我々市民が自立的に行動し、日本で平和憲法の理念を実現することは、国際社会での平和実現にとっても重要であると述べられ、講演を締めくくられました。

3 質疑応答

武藤先生と飯島先生両氏による講演の後、両氏と会場参加者との間で質疑応答がなされました。国会において「安保法案」が審議されていた時期であったので、安倍政権が進める「戦争ができる国づくり」に対して、市民としてどう対抗していけるのかなど、活発な議論がなされました。また、会場参加者からは、国連における「平和への権利」の審議状況などについても質問がなされ、両氏から、現在、直ぐに「平和への権利」宣言が採択される状況にはないが、賛成国やNGOが巻き返しを行っていることなど説明がありました。さらに、「平和への権利」に対する日本政府の消極的な態度の中で、我々市民が「平和への権利」の実現に向けどう関わっていくべきかなども議論されました。

4 まとめ

最後に、弁護士の武村二三夫氏（大阪弁護士会 憲法問題特別委員会委員長）が、本講演会のまとめとして、平和主義を規定し平和的生存権を保障する憲法を持つ我々には、平和憲法を守り、平和憲法の理念を世界に広めていく責務があると述べられ、本講演会を締めくくられました。

近畿弁護士会「平和への権利」講演要旨 憲法から考える国連「平和への権利」と安倍政権

名古屋学院大学准教授 (憲法学・平和学) 飯島 滋明

【1】なぜ「平和への権利」？

フランス、パリにある凱旋門の下には、第1次世界大戦で亡くなった人の慰霊碑があります。フランスで「世界大戦」といえば第1次世界大戦が想起されるように、第1次世界大戦は毒ガス、飛行機、戦車などが使われたことで、それまでとは異なる、言語に絶する被害が生じました。こうした戦争を起こさないため、1919年に「国際連盟」が設立され、1928年には、いわゆる「パリ不戦条約」が締結されるといったように、戦争をなくすとりくみがなされました。しかし、国際社会は第2次世界大戦を防ぐことができませんでした。第2次世界大戦では、広島、長崎への原子爆弾投下のような悲惨な攻撃に代表されるように、第1次世界大戦を大きく上回る犠牲者が出ました。こうした悲惨な戦争を2度と繰り返してはならないとの思いから、1945年6月には「国連連合」が成立しました。そして国際社会の憲法ともいえる「国連憲章」では、「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨禍から将来の世代を救うため」(前文)、「武力不行使の原則」(国連憲章2条4項)が国際法上の原則とされました。しかし実際には国際法上、違法な武力行使、戦争が国際社会から姿を消すことはありませんでした。たとえばイラク戦争自体も「一部の『御用学者』を除けば、世界中の法学者たちが、米国のイラク戦争は国際法違反であると意見が一致している」¹ものでした。2008年WHOの評価でも、15万人もの犠牲者が出ています。現在もイラクには平和が訪れておらず、いわゆる「イスラム国」が台頭しています。市民虐殺の代表例とされるファルージャ攻撃(2004年4月、11月)ですが、2004年4月の攻撃で、2つのサッカー場が墓地に変わるほどの死者が出ています。犠牲者の大半は塀などの下敷きになった女性や子ども、老人です。アメリカ軍は、「家から逃げ出そうとしている女性や子どもを撃つ」、「救急車を狙い撃ちする」²といったような、民間人の虐殺もしています。

このように、イラク戦争でも、「武力で平和は作れない」ことが悲惨な事実で再確認されました。そこでイラク戦争のような悲惨な戦争、「平和への権利」があれば阻止できたのではないかと考えたスペインの市民団体が国際法上の権利にしようと考えたのがきっかけとなり、国連で「平和への権利」の議論が進められることになりました。



ただ、「平和への権利」を国連宣言にしようという動き、突然変異的に発生したものではありません。戦争の惨禍を幾度も経験し、「平和」を希求してきた国際社会の流れの延長上に位置づけられることを認識する必要があります。

1941年1月16日、ルーズヴェルト大統領は「4つの自由宣言」を出しました。ルーズヴェルトは「言論の自由」「信教の自由」とならび、以下の発言をしています。

「第3は世界全体にわたる欠乏からの自由であり、あらゆる国家がその住民に健康で平和な生活を保障できるように、経済的結びつきを強めることである。

第4は、世界の至る所にある恐怖からの自由であって、これは世界的規模で徹底的な軍備縮小を行ない、いかなる国も武力行使による侵略ができないようにすることである」

1941年8月14日の「大西洋憲章」では、「地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保障となる、平和を確立することを願う」と表明されました。これらの声明を見ていただければお気づきの方もいらっしゃると思いますが、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という、日本国憲法前文で明記された「平和的生存権」の源泉は「ルーズヴェルト宣言」と「大西洋憲章」と言われています。「ルーズヴェルト宣言」と「大西洋憲章」の考え方は「日本国憲法」だけでなく、「国連憲章」(1945年)、「世界人権宣言」(1948年)、「国際人権規約」(1966年)にも受け継がれています。

その後も、国際社会では平和と人権との不可分性を明確にする宣言が出されています。1978年12月15日、国連総会で採択された、「平和に生きる社会の準備に関する宣言」では、「各国民と各人は、人種、思想、言語、性による別なく、平和に生きる固有の権利 (inherent right to life in peace) を有する」とされています。

1984年11月12日に国連総会で採択された、「人民の平和への権利についての宣言」では、「地球上の人民は平和への神聖な権利を有することを厳粛に宣言する」とされています。

1984年の宣言がだされた国際的背景としては、「レーガン大統領時代に西ヨーロッパにNATOが核ミサイルを配備する計画が出てきた際に民衆が平和に対する危機感を持った時期に出てきた」³ことが指摘されています。

現在、国連の人権理事会で作業が続けられている「平和への権利」は、「平和的生存権」と同じように、平和を実現しようとする国際社会の営みの延長線にあります。さらには「積極的平和」を実現しようとする点でも、「平和への権利」と「平和的生存権」は内容的な類似性も有しています。

【2】「積極的平和」とは？

では、ここで言われる平和とは何か、平和学の大家ヨハン・ガルトゥングの理論を手がかりに紹介します。ヨハン・ガルトゥングは、平和=暴力の不存在とします。では、暴力とは何でしょうか？

ガルトゥングによれば、①戦争や武力行使などの「直接的暴力」(Direct Violence)、②「社会的不正義」に基づく貧困や搾取、差別などの「構造的暴力」(Structural Violence)、15年戦争時の日本の侵略を正当化した「超国家主義イデオロギー」が適例である③「文化的暴力」(Cultural Violence)があるとします。そして、「構造的暴力」をなくす「積極的平和 (Positive Peace)」をガルトゥングは提唱しました。

その後、ガルトゥングは「積極的平和」の意味を深化させ、「医療制度の恩恵を受けられること」「学校でいじめなどをなくすとりくみを積極的に行うこと」といったように、「何かがある状態」を「積極的平和」としています⁴。

いま国連の人権理事会で議論されている「平和への権利」の内容はまだ確定していませんが、「平和への権利」の国際法典化に賛成する国家やNGOはガルトゥングの平和理論に大きく依拠しています。実際、私自身の実感として、国連人権理事会の「平和への権利」作業部会でも、アフリカ諸国代表は「貧困」がないことを「平和」と捉える主張が目立つ気がします。2015年春の日本平和学会でも、アフリカを研究対象とする研究者からは、「平和とは食料があること」との主張がなされました。憲法学説上も、「構造的暴力」をなくすため、「平和的生存権」は国際社会で日本の積極的な役割を求めると解する見解も少なくありません。

【3】日本政府の対応

日本国憲法の前文ですが、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とされています。「憲法前文」が裁判規範となるかどうかについては争いがありますが、政治府や立法府に対する指針となり、その点では法的拘束力を有することは裁判所でも認められてきました。国連「平和への権利」は憲法の「平和的生存権」と同じような内容を持つので、日本政府は、「平和への権利」の国際法典化にむけて積極的役割を果たすべきと言えます。実際、アフリカ、アジア、南米など、多くの国が「平和への権利」の採択に賛成しています。INTERJURIST NO.185(日本国際法律家協会、2015年)21-22頁から、いくつかの国の発言を抜粋します。

【アルジェリア】

アフリカ地域の代表として発言をする。・・・・・・平和への権利は人権として捉えられるべきである。

【ザンビア】

ザンビアは、平和への権利を強力に支持している。たとえば、ASEAN 人権宣言において、平和への権利はすでに規定されている。

【マレーシア】

人民の平和への権利を認める。戦争の予防なくして人権は保障できないことを国際社会はすでに認めている。

ところが安倍自公政権はこうした国際社会の流れに逆行し、「平和への権利」の採択に「反対」の立場をとり続けてきました。それどころか、安倍自公政権は「戦争ができる国づくり」をすすめています。その一例としては、①武器輸出三原則の廃止（2014年4月）、②宇宙の軍事化⁵、辺野古への米軍新基地建設、などが挙げられますが、最近では「戦争法」成立にむけた動きがありません。戦争法については今まさに問題となっていますので、やや詳しく紹介します。

【4】戦争法案について

(1) 戦争法案成立の背景

まず、戦争法案が海外でどのように報じられているのかを紹介します。Washington Post、2015年7月16日付では、「第二次世界大戦以降はじめて日本軍が海外で戦闘するのを認める法律」と、The Times、2015年7月17日付では、「日本の兵士は外国で戦闘する権利を得る」と紹介されています。こうした紹介にあるように、日本が攻撃されてもいないのに、海外での武力行使、戦争への道を開くことになるのが、今、安倍自公政権が成立を目指す「戦争法案」です。「戦争法案」成立の政治的背景には、アメリカの要求があります。アメリカの要求を明らかにするものとしては、たとえば最近では、2015年4月27日に改定された日米新ガイドラインがあります（以下、第3次日米ガイドラインとする）。「第3次日米ガイドライン」では、「日米同盟のグローバルな性質」が「強調」されています。そして「D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」の箇所でも、日本が攻撃されていない場合の共同武力行使や「捜索・救助」「機雷掃海」「艦船防護の護衛作戦」「船舶検査」などをアメリカと約束しています。安倍政権は「集団的自衛権」の限定的行使容認と国民に言っていますが、「第3次日米ガイドライン」には日米軍事協力に関して限定などないことにも留意すべきです。2015年4月30日ですが、安倍首相は米議会で夏までの戦争法成立を約束しています。戦争法案に関しては、国際社会の支持があることを安倍自公政権は主張しますが、アメリカが支持するのは当然です。なぜなら、アメリカの肩代わりを日本がすることになるからです。たとえばアメリカ軍の準機関紙であるSTARS AND STRIPES、2015年5月14日付では、「すでに日本の自衛権の計画に頼っているアメリカの防衛予算（US defense budget already counting on Japan self-defense plan）」との記事が正直にも掲載されています。このように、アメリカ軍の軍事

費の肩代わり、アメリカの戦争でアメリカ人の代わりに日本人が犠牲になるのを認めることにつながるのが、安倍自公政権が成立させようとする「戦争法案」です。

(2) 戦争法案の内容

つぎに、戦争法案の内容を紹介しましょう。まず、自衛隊は世界中で活動できることになります。自衛隊法では、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動」(自衛隊法3条2項1号) が自衛隊の任務とされています。今回の戦争法案では、下線部の部分が削除されています。こうすることで、地理的な制約を取り払い、世界中での自衛隊の活動を可能にすることが目指されています。

次に、集団的自衛権の行使です。日本が攻撃されていない「存立危機事態」(改正武力攻撃事態法案2条4号) の際にも武力行使が可能 (法案3条4項) になり、国民や自治体、医療機関、報道機関などの「指定公共機関」が国の措置に協力 (法案3条1項) させられる可能性があります。「第3次日米ガイドライン」でも、「日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」とのように、アメリカの戦争に協力の約束をしています。こうしてアメリカの戦争支援のため、日本の「国家総動員体制」が構築される可能性があります。

(3) なにが問題？

戦争法案にはいろいろな問題がありますが、ここでは「平和への権利」との関係で問題を指摘します。安倍自公政権は「平和への権利」促進決議に反対票を投じることで、憲法前文の理念に反する政治をしていることが問題として挙げられます。最近でもアフガン戦争やイラク戦争での悲惨な状況が示すように、武力で平和は作れません。安倍首相がいう「積極的平和主義」(Proactive Contribution to Peace) は、「平和学」では「直接的暴力」にあたり、否定されるべき手段とされています。戦争法制定など、安倍自公政権のもとで進められている「海外で戦争できる国づくり」は、「平和への権利」を国際法典化しようとする、国際平和を希求してきた世界の流れに逆行しています。

【5】課題

(1) 「平和への権利」が国連で審議されていることを多くの市民に知ってもらうこと。

国連で「平和への権利」が審議されていること、平和への権利の採択に安倍自公政権が反対していることが明らかになれば、海外での武力行使を可能にする政治をすすめる、安倍自公政権がいかに関係国の流れに逆行しているかが明確になると思います。中国と領域紛争問題を抱えるフィリピンやベトナムなどが属するASEANも「平和への権利」賛成の立場を表明しています。安倍自公政権は中国や北朝鮮の脅威を挙げて「海外で戦争できる国づくり」を正当化していますが、だったら「原発再稼働」などは支離滅裂な政治決断というべきでしょう。

(2) 政治への積極的な関与の必要性

イェーリングは著書『権利のための闘争』で、「あらゆる権利=法は、一国民のそれも個人のそれも、いつでもそれを貫く用意があることを前提としている」と述べています。こうした考え方は、憲法12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」という箇所にも表れています。憲法で措定されているのは、「国際平和」実現のために積極的に行動する個人です。ガルトゥングも「冷戦を終わらせたのは東側と西側の人々の運動である」⁶と述べています。大きな政治的成果を実現させるためには、多くの人々の政治参加（選挙、デモ、集会、請願、ツイッターなどでの拡散）が必要です。2013年、「平和への権利宣言」採択に精力的に取り組んでいる、ミコル弁護士（イタリア）は、「平和への権利宣言」が国連総会で採択されれば日本の憲法改正の障害になる」と述べています。彼女の発言のように、国連で「平和への権利」を国際法典化しようとする動きがあることを多くの日本の市民が知れば、海外での武力行使が可能になる国づくりをすすめる安倍自公政権が、国際社会の流れにどれほど逆行しているかを明らかにすることができ、そうした逆行的・反動的な政治への有効な対抗策となると思われます。

一方、日本で平和憲法の価値を実現することは、「平和への権利」の国際法典化の実現を目指す国家やNGOにも重要です。実際、IADL(国際民主法律家協会)の法律家たちも、日本の戦争法案成立の動きを危惧しています。2015年8月15日にはIADLは声明を出し、「この法案が通過すれば、戦後70年を経て初めて、日本が9条に違反して戦争をすることになろう」、「本法制がアジア地域における緊張関係を悪化させることは明白である」として、戦争法が国際社会の平和構築の障害となることを批判しています。IADL声明ではさらに、「日本国憲法は徹底した平和主義に立脚し、世界の模範とされている」とされています。IADLも高い評価をしている日本国憲法の平和主義、子どもや孫の世代に平和な日本を引き継ぐためにも、決して空洞化させる政治を許してはなりません。日本で平和憲法の理念を実現することは、国際社会での平和実現にとっても重要なのです。ご清聴、ありがとうございました。

【2015年9月23日脱稿。なお、本稿執筆時には戦争法が成立しているが、本稿は講演時の内容を再現する趣旨の原稿であるので、戦争法案としてある】

1. ラフル・マハジャンほか著益岡賢+いけだよこ編訳『ファルージャ 2004年4月』(現代企画室、2004年)162頁。
2. ラフル・マハジャンほか著益岡賢+いけだよこ編訳『ファルージャ 2004年4月』(現代企画室、2004年)94-5頁、LosAngelesTimes、3.May.2004参照
3. 笹本潤・前田朗編著『平和への権利を世界に』(かもがわ出版、2011年)82頁。
4. 平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい 平和への権利 48のQ&A』(合同出版、2014年)16-19頁。
5. たとえば「宇宙基本計画」(2015年1月9日 宇宙開発戦略本部決定)で、「宇宙システムの利用なしには、現代の安全保障は成り立たなくなっており、……」としているように、宇宙の軍事的利用に安倍政権は積極的です。
6. ヨハン・ガルトゥング 高柳 先男・塩屋 保・酒井 由美子訳『構造的暴力と平和』(中央大学出版部、1991年) ii頁

平和への権利と安保法制

2015年9月18日の安保法制の参議院での採決の前後に、平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会では、国会議員宛の要請・抗議と外国政府宛には安保法制が外国の人びとの平和的生存権を侵害するものということを訴え、FAXやインターネット署名を行いました。

要請の趣旨は、次のとおりです。

- ・国内向け：集団的自衛権を認める安保法案（安保法制）は、平和的生存権にも反し憲法違反だということ
- ・国外向け：日本が集団的自衛権を行使したら、他国の人びとの平和的生存権をも侵害する。

① 参議院安保法制特別委員宛の FAX 要請 (9月13日) インターネット署名 (change) 3,804名の賛同 (9月30日時点)

参議院安保法制特別委員の議員の皆様

安保法案の廃案を強く求めます

—— 集団的自衛権は平和的生存権を侵害します ——

参議院安保法制案特別委員の議員のみならず、安保法制案の連日の審議ご苦労様です。

私たちは、平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会です。

国連で審議されている平和への権利の国際法典化を目指しています。

平和憲法を持つ日本は、戦争と軍備の禁止を求めた憲法9条とともに、全世界の国民の平和的生存権を憲法で保障する世界で唯一の国です。現在審議されている安保法制案によって認められる集団的自衛権の行使は、憲法9条のみならず、平和的生存権をも侵害します。

日本国憲法前文には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和の

うちに生存する権利を有する」と書かれています。

平和のうちに生存する権利とは、日本の裁判例の中でも、「戦争に巻き込まれない権利」「戦争行為に加担しない権利」として認められてきました。

集団的自衛権の行使が認められれば、日本国民は、アメリカの起こした戦争に巻き込まれ、またアメリカの起こす戦争に加担・協力することになります。これでは憲法で保障された日本国民の平和的生存権は侵害されます。また、この平和的生存権は日本国民のみならず、全世界の国民のものでもあります。日本の集団的自衛権に基づく戦闘行為により、被害にあうのは他国の国民です。この点でも、安保法制案は「全世界の国民の権利」である「平和的生存権」を侵害します。

**議員のみなさんには、もう一度憲法の平和的生存権の原点に立ち戻って、
安保法制案を廃案にするよう強く求めます。**

世界は、個人の権利としての平和権を認める方向にあります。国連で平和への権利（平和権・Right to Peace）が審議されているのは、日本国憲法の保障する世界最高水準の平和的生存権に世界が追いつこうとしていることを表しています。

平和的生存権を侵害する安保法案を成立させることは、このような世界の平和への流れに逆行し、国際社会から厳しく批判されることになることを警告します。

2015年9月13日 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会
東京都新宿区荒木町 20-4-906 日本国際法律家協会内
電話 :03-3225-1020、FAX:03-3225-1025、<http://right-to-peace.com/>

**② 各国政府及び大使館宛（約 190 ヶ国）への要請署名（メール送信）
インターネット署名（change）785 名の賛同（9 月 30 日時点）**

【Please raise voices against the establishment of Japan's new security bills, which violate the state sovereignty and right to peace of all peoples in the world.】

Dear Governments and Embassies,
Petition against the security related bills deliberated in the Japan Diet

We are a NGO, the Japan Committee for Right to Peace, who aims at establishment the UN declaration of right to peace.

The security related bills under debate in the Japan Diet allow the exercise of collective self-defense of the Self-defense Forces. But it violates the pacific Article 9 of Japan Constitution and the right to live in peace. The preamble of the constitution reads that "all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want." It means Japan government has to protect this rights of other countries' people. However, exercise of collective self-defense infringes on them.

Japan has been a pacific state for 70 years restricted by Article 9 and right to live in peace. Should Japan betray Article 9, it would become a military state and make military intervention to others.

We sincerely ask you to raise voices against the establishment of Japan's new security bills, which violate the state sovereignty and right to peace of all peoples in the world.

September, 15th, 2015

Japan Committee for right to peace
Secretary General: Jun Sasamoto
20-4-906, Araki-cho, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan

③ 安保法制成立にあたっての抗議声明 (9月18日)

安保法強行採決に強く抗議します

——集団的自衛権は平和的生存権を侵害します——

安倍自公政権与党は、圧倒的多数の市民の反対意見を無視して、戦争を招きよせる安保法を強行採決しました。

私たち、国連で審議されている平和への権利の国際法典化を目指して活動してきた平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会は、日本国憲法の諸原則を踏みこむ暴挙に驚き、ここに強く抗議の意思を表明します。無残に踏みこまれたのは平和主義ではありません。立憲主義、主権在民、民主主義という近代民主主義国家に共通の憲法原則が弊履のごとく投げ

捨てられたのです。公務員の憲法尊重擁護義務（憲法99条）も無残にも放擲されてしまいました。

平和憲法を持つ日本は、戦争と軍備の禁止を求めた憲法9条とともに、全世界の国民（ピープル）の平和的生存権を憲法で保障する世界で唯一の国です。今回採択された安保法制によって認められる集団的自衛権の行使は、憲法9条のみならず、平和的生存権をも侵害します。

日本国憲法前文には、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と書かれています。平和的生存権は、裁判例の中でも「戦争に巻き込まれない権利」「戦争行為に加担しない権利」として認められてきました。

集団的自衛権の行使が認められれば、日本国民は、アメリカの起こした戦争に巻き込まれ、戦争に加担・協力することになります。憲法で保障された日本国民の平和的生存権が侵害されます。また、この平和的生存権は日本国民だけのものではなく、全世界の国民のものであります。日本の集団的自衛権に基づく戦闘行為により、被害にあうのは他国の国民です。この点でも、安保法制は「全世界の国民の権利」である「平和的生存権」を侵害します。

国際社会は、個人の権利としての平和権を認める方向にあります。国連で平和への権利（平和権・Right to Peace）が審議されているのは、日本国憲法の保障する世界最高水準の平和的生存権に世界が追いつこうとしていることを表しています。

平和的生存権を侵害する安保法制は、このような世界の平和への流れに逆行し、平和を希求する諸国民の生命と生活を脅かす危険な法律です。

私たちは、憲法の平和的生存権の原点に立ち戻って、
安保法制を改廃することを強く求めます。

2015年9月18日 平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会

安保関連法案に対する IADL 声明についての記者会見 (8月20日)

日本国際法律家協会会長 大熊政一

IADL BUREAU 新倉修

IADL BUREAU 笹本潤

日本国際法律家協会理事 飯島滋明

国際民主法律家協会 (IADL) は、安保関連法案について声明を出しました。IADLは、90カ国の民主的法律家からなる団体で、国連の経済社会理事会の協議資格をもつNGOで、レジスタンスに参加した法律家が中心となって不戦平和と人権福祉という国連憲章の「精神」に根差して作られた国際的な法律家団体です。



今までIADLは、沖縄の米軍基地問題や憲法9条の問題など、日本の平和問題には大きな関心を寄せて来ました。安保法案との関連では、特に集団的自衛権と9条、平和的生存権について多く触れています。

また、合わせて、「ヒロシマ・ナガサキから原爆投下70周年にあたっての核廃絶、平和への権利の実現を呼びかけるIADL声明」も発表しました。

(メディア宛での「記者会見のお知らせ」より)

大熊

私は、日本国際法律家協会の会長をしております、弁護士の大熊政一と申します。本日の司会進行をつとめさせていただきます。日本国際法律家協会は、英文の頭文字をとってJALISAと略称されている法律家団体です。JALISAが所属しているIADL、国際民主法律家協会が、衆議院を通過し、現在参議院で審議が行われている安倍内閣による安全保障関連法案に対して、強い懸念を表明し、これに反対するという声明を8月15日付で発表しました。安倍内閣による安全保障関連法案については、衆議院の審議経過を通じて、反対の国民世論がますます大きくなり、昨日行われた野党党首による共同記者会見でも野党が結束して法案阻止に尽力するということが表明されたところでもあります。こうした法案反対の国内世論の広がりや盛り上がりも重要ですが、これに加えて国際世論の中で、この法案が強い懸念を持って受け止められているということも、国内世論の動向に劣らない重要なファクターだと考えております。今回のIADL声明は、戦争を

放棄して戦力の不保持と交戦権の否認を規定した日本国憲法9条を国際社会に対する重要な誓約としてとらえるだけではなく、9条が国際法のもとで法的拘束力を有する義務であるということを描いて、このような世界に発信する価値と力を持っている9条とその理念を世界にひろめるキャンペーンを支持するという立場から、この9条の解釈適用を変更して集団的自衛権の行使を容認し9条を破壊しようとする安倍内閣による安全保障関連法案に対して明確な反対のメッセージを表明したものであります。IADLは全世界の民主的法律家を結集する組織です。そのような組織が、いま申し述べたような9条の国際的価値と意義を高く評価する観点から、安全保障関連法案に対し、明確な反対のメッセージを表明したことは、国際世論を見るうえで看過することができない重要性を持っていると思います。政権も国際世論の動向には無関心ではいけないと思います。ここに同席している3人から、IADLの活動、声明の内容、声明発表に至る経緯、各国法律家の反応、声明についての討議の内容、今後の運動などについて、ご説明させていただきます。あわせて8月9日に発表されたIADLによる広島および長崎での原爆投下70年目に当たり、核兵器の完全廃棄と基本的人権としての平和への権利の承認を呼びかける声明についても触れる予定です。

新倉

私はJALISAにずいぶん長く所属しておりますが、同時にIADLにコミットして、80年代から付き合いがあります。つい先日までIADLの事務局長をしておりましたが、現在の事務局長はベルギーのヤン・フェルモンさんで、会長は、私が事務局長をしていたころと変わらず、再任でアメリカのジーン・マイラーさんという法律家です。



1946年という戦争が終わり、早い時期に作られた伝統ある国際組織が、なぜこの時期に日本に対して鋭いまなざしを投げかけているのかということは注目する点ですが、2つ理由があります。

1つは、そもそもIADLは、ナチスに抵抗したレジスタンスの法律家が中心になって作られた法律家団体ですから、当然、戦争について根本的に反対です。

もう1つは、初代会長はルネ・カサンというレジスタンスの法律家としてフランスで非常に有名で、かつドゴールの右腕とも言われた見識ある法律家ですが、この人は実は1948年の世界人権宣言の起草者の一人でした。人権委員会がこの起草にあたったのですが、その時の委員長は故ルーズベルト大統領の妻のエレノアさんです。ルネ・カサンは以前から世界的な人権宣言を作るべきだと言っていたので、フランスの代表として送り込まれました。起草過程で彼の意見が相当取り入れられています。世界人権宣言の28条で、戦争の回避がうたわれています。人権や自由が保障される世界を求める権利があるのだということが28条に書いてあり、我々の目から見ると、「平

和への権利」や日本の憲法前文にある「平和的生存権」と同じ発想が国連人権宣言28条にすでに書き込まれているということです。なぜ「平和への権利」という文言を使わなかったかという「平和」について鋭い理論的対立があり「平和」という言葉を人権宣言の中に書き込むのはよくないと強く主張する人がいたので、少しわかりにくい条文ができたと聞いております。いま、世界人権宣言に並ぶ新しい人権「平和への権利」を基本的人権として認めようという運動がありまして、その流れにIADLは強い推進の立場にいます。そういう目から見ると日本が戦後70年たって憲法に抵触するような動きをしているのは非常に気になるのです。

声明を読んでいただければわかるように、かなり正確に日本の動きをみて、なおかつ、どこが問題かということを描き出しています。要約すると、単に憲法に違反するというだけではなく、9条を変えるというのは国際法に違反するということが書いてあります。日本でこういうことを言っている人はあまりいませんが、国際的な活動をしている法律家からすると、日本の憲法は国際的な義務に結びつくのです。

立憲主義の議論について、安倍首相が「最後は解釈するのは私の責任です」と言っていますが、それはおかしい。憲法は首相、天皇を縛るものだ、というのが立憲主義の考え方です。縛られる人が勝手に縄をとくようなことを言うのは、確におかしい。

しかし、憲法を変えてしまえば立憲主義の拘束力はなくなるのか、という論点が次に出てきますが、それに対して今回のIADLの声明は、憲法はそもそも変えることはできないという主張です。つまり憲法を定めたのは、歴史をしてみると、戦争は惨禍を国民や周辺の国々にもたらした、これは2度とやりませんと日本国民は憲法に書いて誓いをたてたのだ。その誓いを自らやぶることはできないし、国民もやぶってはいけないのに、為政者の首相がやぶるのはますますおかしい、国際法の常識に反しますよという、指摘をしている。

資料にコスタリカの憲法裁判所の記録が来ていますが、一国で何かをやるというのは国際法的に何の関係もないのかという論点に対して、そうではない、国際的な拘束力は一国が宣言するだけで十分に発揮されるのだ、国際法の専門用語でいうとState practice(国家実行) というものです。代表的なものは原爆の問題で、原爆については国際司法裁判所が勧告的意見で、原爆の使用は国際法に違反すると言っていますが、それ以外にも日本の下田判決があり、原爆投下は国際法に照らしても違法だと言いました。国際法の学者は、これは非常に優れた、鋭い法理であり、国際的な拘束力があると言っています。判決ですら国際的拘束力があるわけですから、条約、ましてや憲法が、国際的拘束力はないのだ、いつでも改訂できるのだということにはならないのですよ、ということを知りやすくIADLの声明は言っています。非常に重要であります。

もう1つ、IADLの会長は70年前に行った原爆投下を我々は忘れてはいない、原爆投下は国際法に違反するどころか、国際犯罪であるということを改めて強く主張しています。日本がいじめられているという発想をとりません。全人類の立場からいって、原爆投下もいけなく、9条を踏みこむことも許さないと、2つの声明を並べて出しています。

原爆投下ということでは、IADL国際広報担当の事務局次長マジョーレ・コーンさんという人が文章を書きました。長崎の原爆投下した写真をわざわざ用いて原爆投下は国際法に違反すると専門の立場から論じているだけではなく、その後アメリカはもう1つ大きな戦争犯罪を行っている、ベトナムでの枯葉剤使用で、これについてもアメリカはきちんと補償するべきだという主張をしています。

このようなことについて、IADLは傍観者として、手をこまねいて見てきたわけではなく、非常にアクティブに関わってきました。1つは、米軍基地についてです。IADLは、5年に1回ほど国際会議を開いていますが、そのたびに「米軍基地は国際法上好ましくない、撤去すべきだ」と決議をあげ、1969年には、ベトナム派兵の際に米軍基地を使用するのが国際法に違反しているのではないかと、返還前の沖縄に調査団を派遣しています。1995年の9月に沖縄の少女が3人の米兵に乱暴され、沖縄県民が総決起したときにも、IADLは基地の問題は座視できないと、国際調査団を派遣し、つぶさに調査し報告書を作り、国連に提出しました。またJALISAなど日本の法律家団体は4回も訪米し、ペンタゴン、国務省、上院、下院の委員会の委員やスタッフに会って、いま沖縄の人はどういうことを問題にしているのか、アメリカはどういう態度をとるべきか、ということを書いてきました。

今後は、こういう見解は、まだまだ世界に広まっていないので、今日も記者会見をしましたが、IADLに加盟している各国で翻訳をして、それぞれの国の政府に広めたり、国連で働きかけたりするという動きをして、国際世論を作っていく、理論的に正しいことを支援するような動きを作っていきます。来年の6月にアジア太平洋法律家会議を、IADLが後援して行う予定です。本来は今年の6月に行う予定でしたが、残念ながらネパールの地震で1年延期になりましたが、その会議でも、この問題は去年から起こっている問題でしたから取り上げる予定でした。1年間延期になった期間を利用して、十分準備し、国際大会を成功に導くようにしていこうと思っています。

笹本

私の方からは、IADL声明ができた経緯と、9条に反するのがなぜ国際法的に違反するといえるのかを中心にお話します。

〈IADL声明ができた経緯〉

7月に安保法案が衆議院を通った時のロイター、ワシントンポスト、ニューヨークタイムズなど各国の新聞の1面のトップは「日本が戦後70年ではじめて軍隊を派遣して闘う国になる」という見出しでした。この問題を知らせなくてはいけないと思い、IADLの30人ほどのいる執行部のメーリングリストに送ろうと思いました。安保法案は英語になっていなかったもので、11項からなる複雑なものでしたが、ポイントを絞って苦労して英語にしました。安保法案の内容や新聞記事を紹介し、「集団的自衛



権は国連憲章では認められているが、日本では憲法9条があったため認めてこなかったのだが、それを今突破しようとしているのだから大変な事態になっている」ということをメーリングリストに流しました。すると、すぐさま反応がありました。

〈各国の法律家の反応〉(40ページ)

〈コスタリカの憲法裁判所判決から〉

コスタリカは、憲法で軍隊を廃止している国ですが、コスタリカの法律家、ロベルト・サモラ氏は、「日本の非武装化」と書いてあるポツダム宣言を日本は受諾して、9条が成り立っているのだから、9条は一種の国際条約で国際的な義務が発生する、これを破ったら大変であると言っています。

ロベルト氏は、コスタリカ政府が、イラク戦争の有志連合に入ったのは憲法違反であるという裁判を学生のときに起こし勝利判決を得た法律家です。コスタリカは80年代、中米で紛争があったとき、モンヘ大統領が中立宣言を国際的に発表しました。それは条約でもなく、一方的に宣言をただけでしたが、一国が一方的に宣言しただけでも、中立かどうかというのは自分の国だけではなく世界に向けて宣言したわけだから、単なる道義的な意味だけではなく、国際法的にも責任を負うのだということを、コスタリカの憲法裁判所が、イラク戦争違憲判決の中で認定しました。それと同じような考え方が9条でもできるのではないかと、ロベルト氏は強く主張していて、日本の9条も、日本に対してだけでなく、世界に対して言っていて、単なる道義的な義務ではなく、法的な義務もあるのだ、これを突破する今回の安保法案はおかしいのだという熱烈なメールがきて、声明にも取り入れられました。

〈IADLと憲法9条〉

IADLはこの間、9条を日本だけの問題だけではなく、世界全体の問題としてとらえてきました。2008年に9条世界会議が日本で開かれましたが、そこでも9条は、アジアの安全保障を作っている1つの法制である、9条がなかったらアジアは戦争が起きていたような状態で、9条があるからこそ平和が保たれてきた、だからこそ9条は、日本国内だけではなく、世界の市民が守っていくべき課題ではないかということが話されました。そのような問題意識のもと、IADLは、グローバル9条キャンペーン、9条世界会議など積極的に取り組んできました。このような流れがあったので、安保法制反対を支持する声はすぐさま上がったのだと思います。

〈国連憲章2条4項と9条の関係〉

声明は、国連憲章2条4項にも触れています。それは、武力行使禁止の原則で、国連憲章の中でも最も根本的な条文ですが、ほとんど同じ文言が日本の9条1項に書いてあります。時期的なことも考えると、この国連憲章を受けて、日本の9条ができ、また、戦争を違法化した不戦条約(1928年)も受けて憲法9条ができたということなのです。つまり国際法の流れを受けて、その成果として9条があるわけですので、「9条は国際法の一部である、だから9条を破ることは国際法を破ること」と、フランスの90歳をすぎた法律家がいつも言っています。ですから、国際法から見て

も安保法制は問題であるとIADL声明でも言っています。

〈平和的生存権と安保法制〉

IADL声明の最後に、今回の安保法制は平和的生存権をも侵害すると書いてあります。平和的生存権は、日本の憲法前文で明文化されていますが、世界中で日本しかありません。しかも、平和的生存権についての判例もあり、長沼訴訟では「戦争に巻き込まれない権利」として、イラク派兵訴訟では「戦争に加担しない権利」として平和的生存権が認められてきました。今回の集団的自衛権が認められると、巻き込まれない権利、戦争に加担しない権利の両方に反することになります。ですから、今回の安保法制は平和的生存権をも侵害することになるのです。

〈国連憲章前文と憲法9条1項〉

国連憲章の前文は、政府間の条約であるにもかかわらず、「人びとは (peoples)」で始まっています。「連合国は」ではありません。人々が中心だということで、個人の権利として2度と戦争を繰り返さないということが、解釈として読みこむことができます。

また、日本国憲法9条1項も、主語が日本国民 (Japanese people) になっています。日本の国民が戦争をしないと書いてあります。政府を規制するものではありませんが、主語が国民になっています。これも、平和への権利の1つの根拠条文になると思います。

〈平和への権利〉

国連の人権理事会で、2008年以降、平和への権利や平和的生存権を国際人権にしようという議論をしてきました。IADLや私たちJALISAはジュネーブに行き、訴え続けてきています。なぜ、このような活動をしているかという点、これも憲法前文に書いてありますが、平和的生存権の主語は、日本国民だけではなく「全世界の国民が」平和的生存権を有する、と書いてあるのです。そのためこの権利は世界中に広めなければならない権利だということで、国連に行って、平和的生存権を世界のものにしようとして努力しています。

ですから、安保法案は、9条に反するというだけではなく、平和的生存権にも違反するという点に注目してもらいたいと思います。

実は、この平和への権利が国連で議論になったのは、イラク戦争がきっかけでした。アメリカは国連の承認なしにイラク戦争を始めました。そのときに、平和が人権になっていたら、イラク戦争を止めることができたかもしれないと、スペイン国際人権法律家協会というNGOが始めた運動です。その考え方は、日本の平和的生存権に一致していますし、日本は平和的生存権があったから裁判に訴えることもできたわけで、それを世界各地で可能にする、アメリカがイラク戦争を起こすようなときに、事前に抑制できるような形で、人権として各国で使えていけたら世界は変わるのではないかと世界で運動を始めています。ですから、安保法制はもちろん9条に違反しますが、平和的生存権にも違反するのだということを強調して訴えていきたいと思っています。国連でも国際法典化するようがんばりたいです。

国連でも、平和への権利に反対するのは、アメリカやヨーロッパで、戦争をするような国です。世界の三分の二の途上国は、平和への権利を国際法典化させようとしています。もっと世論が広まれば、成立にもっていけるのではないかと思います。

〈国連憲章26条（軍縮の義務）〉

国際法上の根拠として、もう1つ付け加えたいのは、“広島、長崎”の声明には書かれていますが、安保法制は、国連憲章26条（軍縮の義務）にも反しているということです。26条は、世界の人的・経済的資源を平和と安全のために使うという軍縮義務が書かれている条文です。

IADLは、国際的な法律家団体ですから、国連憲章や各国の憲法や判決から声明を出すという活動をしています。国際的な広い視野から、いまの日本の問題を指摘するという特徴があると思います。

飯島

日本にいと、例えば「アメリカが賛成しています」、「オーストラリアが賛成しています」という声がかかると思いますが、確かに両国は賛成しています。今年の5月14日のアメリカ軍の機関誌には、アメリカの2016年の軍事予算において、日本が集団的自衛権を行使するから、アメリカは軍事費を減らすのだと堂々と書かれています。アメリカやオーストラリアは、日本が代わりに戦ってくれるのであれば、それは賛成するでしょう。しかし、国際社会はどう見ているのだろうかということは正確に見るべきだと思います。

笹本弁護士から紹介がありましたが、いま国連人権理事会で平和を人権にしようという議論があります。アジア、アフリカの国は、平和への権利を何とか国際法典化しようとしています。中国とフィリピン、ベトナムは関係が悪化していると言われていますが、ASEAN諸国も平和への権利を国際法典化しようとしています。国際法典化するとき、日本の平和的生存権が大きな道しるべにされています。それを換えようという動きにIADLは危機感を持っています。

私は7月15日に国会周辺で戦争をさせない1000人委員会の事務局次長として発言をしました。志井委員長、岡田代表、吉田党首もいましたが、まわりに外国の記者も大変多くいらっしゃいました。ジュネーブの新聞にも“憲法違反だ”と記事が載っていましたが、今まで戦わないと言っていた自衛隊が世界中で戦えるようになるのですから、明らかに憲法違反でしょう。そういう法律を作ろうということ自体、国際平和から見ると問題です。単なる一国だけの問題ではありません。ですから、外国でも注目されているわけです。

イラク戦争が成功だと思っている人は世界にほとんどいないでしょう。多くの市民を殺し、15万人以上の民間人が亡くなって、難民は何百万人かわからない、そういうことを2度としてはいけないということで、平和への権利を国際法典化しようとしている。その1つの指針が日本の憲法なのに、その憲法が換えられようとしている。国際的な流れに逆行しています。それが憲法前文にうたわれている国際協調主義なのではないでしょうか。安保法制は、日本国内だけではなく国際的に懸念を持たれている重要な問題なのだとすることを訴えさせていただきたいと思います。（記者会見の様子はIWJでご覧になれます。<http://www.ustream.tv/recorded/71220719>）

IADL 声明： 国際法律家協会は戦争へと進む日本の立法に反対する

2015年8月15日

国際民主法律家協会(IADL)は、全世界に支部を有し、国連経済社会理事会(ECOSOC)の協議参加資格を有するNGOである。IADLは40年にわたり、日本国憲法9条を支持してきた。9条は日本が国際紛争に関わる上でこれを解決する手段としての戦争を放棄している。安倍政権は、アメリカ政府の強い要請を受け、9条の解釈・適用を変更しようとしている。IADLは、9条を破壊する最近の取り組み、特に、集団的自衛権を容認する安保法案に対して、強い懸念を表明する。

1969年と1996年の2回、IADLは、沖縄および本州で現地調査を行った。調査を通じ、日本の人々、特に沖縄の人々にとって、アメリカ軍基地が多くの問題の原因となっていることが明らかになった。2008年と2013年の9条世界会議には、9条の規定と精神とを守るために、3万人以上の平和を愛する日本の市民たちが集った。IADLは、これらの会議にも積極的に関わってきた。

9条の存在および法的に正しい解釈・適用が、アジアの緊張関係を緩和してきたことは明らかである。9条は、アジア地域の友好関係の発展および社会的経済的な成長の基礎となってきた。

IADLは、集団的自衛権の行使を容認する、今回衆議院を通過した安保法案に対して強い遺憾の意を表明する。これにより、日本の自衛隊が(これを「常備軍」と位置づけ)日本に無関係または影響を及ぼすことのない紛争においてでさえ攻撃的な武力となりうるのである。本法制がアジア地域における緊張関係を悪化させることは明白である。

日本の人々はいつも、戦争を放棄し、再び戦争を起こさず、戦禍を招かないことを誓う、国際社会に対する重大な誓約として、9条を捉えてきた。IADLは、9条が日本の人々の厳粛な誓約であるのみならず、国際法の下で日本に課せられた法的拘束力を持つ義務であると確信している。

9条は比類のない法的文書である。平和条項としての9条の解釈に留まらず、第二次世界大戦の降伏文書、ポツダム宣言、ならびに国連憲章2条4項から導き出された、国際的な義務を実現するための法でもある。すなわち9条は、国際法のもとで法的拘束力を有するのである。

日本国憲法は徹底した平和主義に立脚し、世界の模範とされている。世界中の平和を愛する人々は、日本がこのような平和憲法を世界に広める役割を期待している。IADLは引き続き9条を支持する。

日本の人々は、世界平和を推進するための世界規模のキャンペーンを行ってきた。不可侵の平和的生存権や戦争放棄だけでなく中立主義の原則をも含む9条とその理念を、維持し拡大するキャンペーンである。IADLは、かかるグローバル9条キャンペーンへの更なる支持を表明する。

IADLは、日本政府に対し、今回の安保法案を廃案にするとともに、新しい安保法案を成立させる取り組みをやめるよう求める。IADLは、参議院において、衆議院が通過させた本法案が否決されるよう求める。この法案が通過すれば、戦後70年を経て初めて、日本が9条に違反して戦争をすることになる。

国連憲章、日本国憲法及び9条に定めるように、日本国内だけでなく日本国外においても、すべての人々が平和のうちに生存する不可侵の権利を有する。我々は、日本政府がこれらの義務に従い、すべての戦争を放棄し続けるよう求める。

(邦訳・日本国際法律家協会)

ASSOCIATION INTERNATIONALE DES JURISTES DEMOCRATES
 INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS
 ASOCIACION INTERNACIONAL DE JURISTAS DEMOCRATAS
 МЕЖДУНАРОДНАЯ АССОЦИАЦИЯ ЮРИСТОВ ДЕМОКРАТОВ
 國際民主法律家協會
 رابطة الحقوقيين الديمقراطيين العالميين

Rue Brialmont 211210 Brussels, Belgium Tel./Fax: (322) 223.33.10 Website: <http://www.iadllaw.org>

Office of the President: 1700 Broadway, 21st Floor, New York, NY 10019 Tel: (212) 231.2235 jeanne@jmirelaw.com

INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS OPPOSES MOVE TO WAR IN JAPAN

The International Association of Democratic Lawyers (IADL), a non-governmental organization with consultative status to the Economic and Social Council of the United Nations (ECOSOC), and with affiliates throughout the globe, has supported, for the last four decades, Article 9 of the Constitution of Japan. Article 9 outlaws war as a means to settle international disputes involving the State. Japanese leaders, at the behest of the U.S. government, seek to change the interpretation and application of Article 9. The IADL is deeply concerned about the latest efforts to undermine Article 9, in particular the issuing of new “security” laws in Japan, especially reference to permitting collective self-defense.

In 1969 and again in 1996, the IADL conducted two fact finding missions to Japan, especially focusing on Okinawa and Honshu. The missions found that U.S. forces stationed in Japan and Okinawa were sources of many problems for the Japanese and Okinawan peoples. The IADL has also participated actively in both Global Article 9 Conferences, in 2008 and 2013, where more than 30,000 Japanese peace loving people gathered to support the content and spirit of Article 9.

The existence and legally correct interpretation and application of Article 9 have unquestionably reduced international tensions within Asia. Article 9 has been a cornerstone for the development of friendly relations and the social and economic growth of the region.

The IADL strongly deplores the latest “security” bills passed by the Lower House of the Japanese Diet, allowing the exercise the right of “collective self-defense.” Now Japanese Self-Defense Forces (the Japanese name for a “standing army”) can become a belligerent force in conflicts that do not concern or affect Japan. This new bills will undoubtedly exacerbate tensions in the region.

The Japanese people have always viewed Article 9 as a sacred pledge to the world, renouncing war and promising to never again create or be visited by the scourge of war. The IADL believes that Article 9 is not just a solemn oath of Japanese people, but a legally binding obligation to Japan under international law.

I.A.D.L. is a Non-Governmental Organization in Consultative Status with ECOSOC and UNICEF

ASSOCIATION INTERNATIONALE DES JURISTES DEMOCRATES
INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS
ASOCIACION INTERNACIONAL DE JURISTAS DEMOCRATAS
МЕЖДУНАРОДНАЯ АССОЦИАЦИЯ ЮРИСТОВ ДЕМОКРАТОВ

國際民主法律家協會

رابطة المحققين الديمقراطيين العالمية

Rue Brialmont 211210 Brussels, Belgium Tel./Fax: (322) 223.33.10 Website: <http://www.iallaw.org>

Office of the President: 1700 Broadway, 21st Floor, New York, NY 10019 Tel: (212) 231.2235 jeanne@jmirelaw.com

Article 9 is a unique legal instrument. Its adoption not only contains a peace clause; it also represents the act of fulfillment of the international obligations derived from the World War II surrender document and the Potsdam Declaration as well as Article 2.4 of the UN Charter. As a consequence, Article 9 is a legally binding instrument under international law.

The Japanese constitution is based upon total pacifism and is regarded as a model throughout the world. Peace loving peoples worldwide expect the Japanese people to continue to serve as a model with its peace constitution. IADL maintains its support for Article 9.

The Japanese people have been conducting an ongoing worldwide campaign to maintain and expand Article 9 and its core principles, including the sacred right to live in peace, the renunciation of war, as well as the principle of neutrality to promote world peace. The IADL again endorses the Global Article 9 Campaign.

The IADL requests Japanese authorities to withdraw the security bills and halt the efforts to pass new security bills. IADL calls upon the Japanese Upper House of the Diet to reject the bills passed in the Lower House. Passage will cause Japan for the first time in the 70 years since World War II to engage in war in violation of Article 9.

All people have the sacred right to live in Peace, inside or outside of Japan, as stated in the UN Charter, the Japanese Constitution and Article 9. We request the Japanese Government to abide by these obligations and continue to renounce all war.

Issued:
August 15, 2015

日本の安保法案に反対する、各国のIADL BUREAU メンバーからの反応 (2015.7.25 – 8.1)

IADL BUREAU 笹本潤

(アジアから)

【インド】日本の安保法制には各協会でも反対をしよう。IADLは日本の9条に対する攻撃にはずっと反対してきた。JALISAは、東京と大阪での9条世界会議など国際運動を提起してきた。国際会議をやる必要がある。次のCOLAP VIでも9条の問題は大きく取り上げよう。平和のために闘おう、もはや日本の9条だけの問題ではない。

【ベトナム】安保法案に対するIADL声明には全面的に賛成します。安保法案について、共同で記者会見をするのはすばらしいアイデア。

【ネパール】9条を学ぶ機会になった。9条はアジアの平和にとって重要で、法案がアジアの平和に及ぼす影響を心配している。

【バングラデッシュ】この法案は国際平和にとっても本当に危険だ。日本の軍隊が海外の不正な戦争に参加することができてしまう。平和勢力は声を上げよう。

(中東から)

【アラブ法律家連合 (ALU)】日本の憲法9条についてはIADLの立場と同じ立場である。憲法に対する攻撃は、国際的憲法原則にも違反する。アラブ法律家連合としてIADL声明に賛成する。

(欧米から)

【ベルギー】IADLが長年取り組んできたテーマでもある。声明のたたき台を書いてほしい (IADL 事務局長)

【フランス】この法案は9条に違反する。フランスには憲法裁判所があるが、日本にもあれば意見書を書く。IADL声明では、IADLがずっと闘ってきたように、いかなる9条に対する攻撃にも反対していきたい。また、国連憲章の武力行使禁止原則や軍縮義務を定めた憲章26条にも

反する。フランス平和運動にも法案の資料を転送する。(第一副会長)

【イタリア】 イタリア民主法律家協会からもサポートする。イタリア民主法律家協会の HP に日本の安保法案が9条に違反するというニュースを掲載した。(侵略戦争を禁止したイタリア憲法11条とともに憲法9条を守ろう、というメッセージ)

【オーストリア】 9条は日本の憲法の魂である。

(米州から)

【アメリカ】 強い反対のメッセージを発しよう (IADL 会長)

【コスタリカ】 憲法9条はポツダム宣言の義務を果たすためのものであり、中立宣言のように平和条項は国際的な意味を持つ。その点で、憲法9条は国際社会に対する義務の根拠になるもの。安保関連法案の条文を送ってほしい。

IADL 声明： 広島および長崎での原爆投下70年目に当たり、国際民法 律家協会 (IADL) は、核兵器の完全廃棄と基本 的人権としての平和への権利の承認を呼びかける

2015年8月9日

国際民法律家協会 (IADL) は、国連経済社会理事会と協議資格のある NGO であり、全世界に加盟団体を持つものであるが、1945年8月6日および9日に広島・長崎に合衆国が核兵器を使用してから70年目に当たることを期として、以下の通り、核兵器を禁止し、平和への人権を基本的人権として承認することを呼びかける。

70年前、合衆国は、広島および長崎の住民の中心地に歴史上初めて核爆弾を投下し、数十万人にのぼる日本人々を無差別に殺害した。広島および長崎の爆撃は犯罪であった。なぜなら、当時、日本はすでに敗戦に傾いており、降伏に向けた措置をとっていたからである。実際にも、広島および長崎の爆撃によって、合衆国は、いわゆる冷戦を開始したのであり、核による威嚇の始まりとなったのである。

IADL は、この恐るべき戦争犯罪、人道に対する犯罪の犠牲となった多数の人々に敬意を払い、この犯罪行為について責任を問われた人がまだいないことを心に留める。

IADL は、1946年の設立以来、国際法上の義務である核兵器の完全禁止と軍縮のために闘ってきた。

国連憲章 26 条は、「世界の人的および経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和および安全の確立および維持を促進する目的で」、安全保障理事会に対して、軍備規制のシステムを確立するよう、いまなお義務づけている。

核不拡散条約 6 条は、締約国に対し、核軍縮に向けて作業をするよう積極的な義務を設けている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行う」ことを約している。

これらの義務は、いずれも果たされていない。

1950年、合衆国が朝鮮戦争において核兵器の使用を考慮した当時、IADL は、世界平和評議会(World Peace Council)が提唱し、3億5000万人を超える署名を集めた、「原子兵器の違法化」を求めるストックホルム・アピールに賛同するキャンペーンに参加した。したがって、核兵器の完全禁止と効果的な核軍縮は、人類にとって必要不可欠である。

あらゆる基本的な権利は、人民の闘争の成果である。平和への権利や核兵器のない世界に生きる権利は、1950年にストックホルム・アピールをめぐって実現したように、世界の人民が、国際法上の上記軍縮義務を遵守することを課す世界的な運動において団結してはじめて、達成することができる。IADL は、世界中の加盟団体とともに、基本的人権として平和への人権を認めることを求め、この権利を実現するひとつの方法として、核兵器の廃絶を要求する。

ASSOCIATION INTERNATIONALE DES JURISTES DEMOCRATES
INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS
ASOCIACION INTERNACIONAL DE JURISTAS DEMOCRATAS
МЕЖДУНАРОДНАЯ АССОЦИАЦИЯ ЮРИСТОВ ДЕМОКРАТОВ

國際民主法律家協會
رابطة الحقوقيين الديمقراطيين العالمية

Rue Brilmont 211210 Brussels, Belgium Tel./Fax: (322) 223.33.10 Website: <http://www.iadlilaw.org>

Office of the President: 1700 Broadway, 21st Floor, New York, NY 10019 Tel: (212) 231.2235 jeanne@jmirerlaw.com

ON THE OCCASION OF THE 70TH ANNIVERSARY OF THE BOMBING OF HIROSHIMA AND NAGASAKI THE INTERNATIONAL ASSOCIATION OF DEMOCRATIC LAWYERS (IADL) CALLS FOR A COMPLETE BAN ON NUCLEAR WEAPONS AND THE RECOGNITION OF THE RIGHT TO PEACE AS A FUNDAMENTAL HUMAN RIGHT

The International Association of Democratic Lawyers (IADL) a non-governmental organization with consultative status with ECOSOC, and affiliates around the globe mark the 70th Anniversary of the United States' use of Nuclear Weapons in Hiroshima and Nagasaki on August 6 and 9 with the following call to ban Nuclear Weapons and to recognize the Human Right to Peace as a fundamental human right.

Seventy years ago the United States dropped the first nuclear bombs in history on population centers in Hiroshima and Nagasaki indiscriminately killing hundreds of thousands of Japanese people. The bombings of Hiroshima and Nagasaki were criminal because at that time Japan was already defeated and had taken steps to surrender. In fact with the bombing of Hiroshima and Nagasaki the United States launched the so-called Cold War marking the beginning of its nuclear threat.

IADL pays respect to the thousands of victims of this horrific war crime and crime against humanity, acts for which no one has yet been held accountable.

Since its creation in 1946 IADL has struggled for a complete ban on nuclear weapons as well as for disarmament, which are obligations under international law.

Art. 26 of the UN Charter imposes an ongoing obligation on the Security Council to establish a system for the regulation of armaments "in order to promote the establishment and maintenance of international peace and security with the least diversion for armaments of the world's human and economic resources".

Article VI of the Non-proliferation Treaty creates a positive obligation for the signatory States to work towards nuclear disarmament.

Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear

I.A.D.L. is a Non-Governmental Organization in Consultative Status with ECOSOC and UNICEF

disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.

None of these obligations has been met.

In 1950, at a time when the US actually considered using nuclear weapons in the Korean War, IADL joined the campaign for the Stockholm Appeal launched by the World Peace Council, signed by over 350 million people, demanding "the outlawing of atomic weapons". This impressive worldwide movement resulted in the United States restraint from using nuclear weapons in Korea.

But contrary to this strong call for peace, since then, new types of nuclear weapons have been developed which are more destructive and yet smaller. The risk of the use of nuclear arms in a conflict is therefore greater than ever. Consequently the need for a complete ban on nuclear weapons and for effective nuclear disarmament is a necessity for mankind.

All fundamental rights have been the result of people's struggles. The right to peace and the right to live in a world free of nuclear arms can only be achieved if the people of the world unite, as they did around the Stockholm Appeal in 1950, in a worldwide movement to impose compliance with the above mentioned disarmament obligations under international law. IADL along with its affiliates around the globe demand the recognition of the Human Right to Peace as a fundamental human right and demand the elimination of nuclear weapons as one way to accomplish this right.

IADL 国連活動報告 2015 年 7 月

青山学院大学教授 新倉修

国連経済社会理事会、ユニセフ、ユネスコとの協議資格のあるNGOとして、IADLは毎年活動報告書を提出している。8項目あり、イベントの予告では、11月28~29日にロンドンで国際女性会議、12月4~5日にパリで国連憲章70周年会議、COLAP-6のネパール開催も告知。

[ハイチのコレラ流行と国連の責任] ハイチでのコレラ流行の調査団を派遣し、国連の責任を問う活動が継続されている。人権理事会にも働きかけて、国連に対する申立書を提出し、国連の回答を引き出したが、被害者の救済と補償はまだ曖昧にされている。アメリカの進歩的法律家団体 (NLG) の会員でもあるジョン・コニャーズ連邦下院議員 (ミシガン州 13 区) から 77 名の議員は、昨年 12 月に国連事務総長に書簡を送った。またニューヨーク南部の連邦地裁でも国連を訴える訴訟が提起されたが、国連は免責を主張している。控訴審でもひきつづき、広範なアミカス・クリエ文書の提出などを通じて、被害者救済の主張が強く示されている。元ユニセフ副所長のスティーブン・ルイスも免責を持ち出すことを強く批判している。IADL のメンバーであるハイチのマリオ・ジョセフは、ミコル・サヴィア (ジュネーブ代表) やベアトリス・リンドストーム (ニューヨーク代表代行) と協力して問題に取り組んでいる。

[トーゴ情勢] 1960年に独立したトーゴでは当初、大統領は2回投票制で5年任期、3選禁止とされていたが、1992年の改憲によって1回投票制で多選禁止なしとなった。2015年4月の選挙で現職が3選目。しかし棄権が40%にのぼり、20年間地方選挙が実施されてないこと、5人の大統領候補はだれも選挙費用の報告をしていないことなど課題は山積み状態。



Rep. John Conyers, Democrat from Michigan 13th.

[ジュネーブ活動報告] 3月にウィキリークスのアサンジも参加して、西側の告発者 (Whistleblowers)

に対する訴追と人権問題についてのサイドイベントを開催した。また、ウクライナの共産党非合法化を非難する声明を出した。「平和への権利」に関する作業部会では、笹本氏ほか4名の日本側参加とミコル、ロベルトが働きかけをした。議長は、第1条に「何人も、安全が保持されるような平和を享受する権利を有する」という文言を提案したが、コンセンサスに至らなかった。コンセンサス方式には大いに議論があった。日弁連は、平和に生きる権利を取り入れるよう

に主張した。また、ジョンノックス・センターの塩川ファンドは、IADLの活動支援のために使われた。ミコルは、3月に韓国の民弁と会合を持ち、統合進歩党(Unified Progressive Party)の解散命令について協議した。

[ISISの女性に対する攻撃を調査するためイラク、トルコ、シリアに代表団派遣と調査報告を人権理事会および女性に対する暴力に関する特別報告者に提出] IADLは、ヨーロッパ民主法律家(AED-EDL)や民主主義と世界人権のためのヨーロッパ法律家協会(ELDH)と共同して、6月16日にラシダ・マンジョー特別報告者と面談をした。調査団は13名の女性専門家からなり、詳細なレポートを発表する予定。また、6月19日に、人権理事会で「女性殺しとシンジャールのイエジディ女性」という会議でパネルに招待された。

[ニューヨークでの活動] 2014年12月にICC締約国会議がニューヨークであった。ベス・ライオンズ IADL 代表代理と竹村仁美・愛知県立大准教授ほか2名が参加。バングラデシュのチョウドリ IADL メンバーはビザを受けられず参加できなかった。この問題についてローズ・ローレンスが調査してくれた。アフリカ法律扶助(AFLA)が主催した「協力、防御の見通し、免責論争の明確化」についてのサイドイベントに参加。主任弁護人としての数多くの実績があるチャールズ・タクは、検察官に比べて弁護人に資源の割り当てが少なく、公正な裁判の保障を難しくしていること、公設弁護事務所と裁判所書記の弁護人支援部門とを統合する計画は、弁護人の独立性を脅かすと批判した¹。被害者弁護の問題が取り上げられ、ケニヤッタ事件で被害者の弁護人となったフェルガル・ガイノーは、ケニヤが敵対的な態度をとったことを批判し、国家元首であってもICCから免責される保証はないことを強調した。この点ICCは、12月3日にキーとなる決定を下した²。AFLAの報告も重要³。

12月15日にサイドイベント「ICCとケニヤ：人々の語り」があり、ケニアの2007~2008年の投票後の暴力事件はICCの受理可能性がなく、ICCの関与は真実と和解への障害でしかないという意見があった。IADLも反対声明を挙げ、カウル判事が少数意見で取り上げた。

[竹村報告] 裁判官の選出のために多大な時間が割かれ、重要な問題が非公式協議で議論され、NGOが決議案に関与する余地が乏しかった。手続の問題としては、安保理で付託した事態について逮捕令状が長期間執行されていないこと(リビアやスーダンのケース)が、ICCの主要な懸念事項として取り上げられた。非締約国の協力をどのように確保するかは、未解決のままである。また、全体会ではパレスチナに「オブザーバー国」の資格を認めたが、イスラエルは強く反対し、日本政府は、パレスチナの国家承認をしないが、オブザーバー国とすることにはあえて反対しないという態度である。ICC裁判官の年金問題についても決議がされた。また、サイドイベントも大部分は、協力の確保とICCの効率に関するものであったが、被害者の権利や被害者への対応問題をめぐって熱い論争があった。弁護権の保障と公正な裁

判の実現も重要な問題である。

[国際判例の国内法への適用について南アフリカおよびアメリカの元裁判官とディスカッション◇ニューヨーク弁護士会・2015年4月27日] 主催は、Human Rights First の Elisa Massimino で、南アフリカの憲法裁判所元裁判官 Richard Goldstone とアメリカのコロンビア地区連邦高裁元長官 Patricia Wald が登壇。ニューヨーク市立大学 (CUNY) ロースクールにある Sorensen Center for International Peace and Justice が会場。ベス・ライオンズが参加し、アフリカに偏って利用されているという批判に ICC はどう答えるのかという質問をした。これに対し、Goldstone は反駁し、Wald は ICC の検事局は目撃証言を獲得するにあたって第三者を含めるように証拠問題に注意を払う必要があるというコメントをした。

[ハイチでの性別に基づく暴力◇ニューヨーク・チャーチセンター・2015年3月9日] 女性の地位委員会第59会期のパレルイベントとして、エヴリン・デュルマイヤー (ウィーン代表) の提唱で NLG のケリー・マクリーンとリンドストーム (ニューヨーク代表代行) が組織運営。女性に対する暴力の国連特別報告者 Rashida Manjoo も登壇。マリオ・ジョセフ BAI 会長・IADL ビューロー、ジーン・マイラー IADL 会長、バネッサ・ラモス AAI 会長、ダナ・バナナ NLG 次期会長、ベス・ライオンズとクレア・ジルクライスト (ともにニューヨーク代表代行)、アルジェリアの Yasmine Bennamani、Dana Heitz が参加。

[第2回ブルンジ国際会議◇ニューヨーク・2015年5月2日] 「沈黙をやぶり、1972年のフツに対するブルンジの集団殺害の真実究明」というタイトル。この事件は、1985年の Whitaker 報告で認知された。主催は Collective of Survivors and Victims of the 1972 Hutu Genocide。ベス・ライオンズは「真実究明委員会：過去を扱い未来を築く」という講演をして南アフリカの真実と和解委員会の教訓を取り上げた。ブルンジでは2014年5月に、真実と和解委員会を設立する立法を採択した。

[スティブンス+ハンズ+ホワイト法律事務所 75周年・2015年4月24年] ニューヨーク市ハーレム地区にある事務所移転に際し、とりわけレノックス・ハインズの多年にわたる国内外での人権活動をたたえた。ハインズの依頼者であったアンジェラ・デイヴィスのビデオメッセージから始まり、IADL 会長・AAI 会長の祝辞やジテンドラ・シャーマ IADL 名誉会長、エヴリン・デュルマイヤーのメッセージ、新倉修やリチャード・ハーヴェイのビデオメッセージを交えて、最後は韓国の The New First Thinking Academy の学生たちにぎやかなビデオメッセージで締めくくった⁴。

[NLG は警察による黒人アメリカ国民の殺害への説明責任を問う声明] 2014年12月3日、ナショナル・ロイヤーズ・ギルド (NLG) は、スタッテン島住民 Eric Garner

の殺害についてニューヨーク警察の Danny Pantaleo を正式起訴しなかったニューヨーク大陪審の決定を非難し、アメリカでのあらゆる黒人男女の非合法的な殺害を弾劾する声明を発表した。また、12月13日の「ニューヨーク市正義を求める百万人行進」など、草の根運動に参加した。その他11日間にわたる行動イベントがあり、ブルックリン刑事裁判所では12月17日に「Eric Garner のための法律家ダイ・イン (床に死んだように横たわる抗議行動)」も行われた。これは、被害者が依頼者であった法律扶助協会が組織したもので、数百人の刑事弁護士などが裁判所の建物の周りをデモ行進し、被害者が倒れていた7分間と同じ時間だけ、参加者が周辺道路に集団で横になった。また、クレーアは、ニューヨーク市の地元ラジオ局が開いた「マイク・ブラウン (ミズーリ州ファーガソンでの被害者)、エリック・ガーナー、その次は何か?」という円卓会議に参加した。これにはこの方面での著書があるカリフォルニア州立大学ロサンジェルス校・コロンビアのロースクール教授 Crenshaw も参加。

[ドローンと標的に定めた殺人に関する新著討論会] 2015年1月25日、ニューヨーク市内でマージョリ・コーン元 NLG 議長とジーン・マイラー IADL 会長は、共著『ドローンと標的に定めた殺人: 法的、道徳的、地政学的諸問題』の討論会を開いた。

[NPT再検討会議] 4月27日から5月22日まで国連本部で核不拡散条約再検討会議が開かれ、4月26日に大規模な国際集会在ユニオン・スクエアであり、ダグ・ハマースホルド・プラザまで行進した。日本からも被爆者を含むおよそ1000人が参加し、核兵器のない、平和で公正で持続可能な世界の実現を求めた。

[ウィーンでの活動] 2014年10月に、国連犯罪防止刑事司法会議(ドーハ)に向けた第23回委員会が開催され、ウィーンの女性の地位 NGO 委員会は発言を準備した。11月16日~19日に第16回 WAVE 会議(女性と子どもの人権を推進するフェミニストのネットワーク)が Rashida Manjoo と会って2015年3月9日のニューヨークでのパラレルイベントについて打ち合わせた。2015年11月のロンドンの会議への参加を求めて了承された。

2014年12月2日、IADL 代表代行 Lilian Hofmeister とともに、「女性の権利—贅沢、それとも不可欠?」というトークイベントを開いた。女性に対する暴力に関するヨーロッパ調査を行った Albin Dearing の報告があり、3人に1人は性別に基づく暴力の被害にあっているという。刑事司法による対応だけではなく、雇用、保健、ニューメディアなど広い領域での対応が求められている。2015年1月4日の「危機に瀕する法律家の日」というキャンペーンについてフィリピン法律家の実情を訴えるためウィーン弁護士会会長 Walther Gatterbauer に面談した。エヴリン・デュルマイヤー IADL ウィーン代表は、2015年女性の地位委員会にオーストリア政府代表団の一員(NGOからの参加枠)として参加した。代表団内部でも政治的な声明については意見が異なり、政治的な意思表示はしなかった。1995年北京会議から20年、ニューヨーク国連本部で開かれた「女性た

ちと奴隷たちが語る自分たちの話」という展示は意義深い。1851年アクロン (オハイオ州) で開かれた第1回全国女性の権利会議で Sojourner Truth は、解放された奴隷として奴隷解放と黒人女性の投票権のために活動して、「私は女性でないのか?」と語りかけた。Eramithe Delva は、ハイチの女性団体 (KOFAYIV、Komisyon Fanm Viktim) の代表として、「性別に基づく暴力と闘う:ハイチの教訓」というサイドイベントを IADL と共催した。

また、「北京会議後20年における性別平等の政策展開のための女性の動員」というサイドイベントでは、「いつまたなぜ、国は女性の訴えに答えるのか?アジアにおける性別平等な政策転換を考える」というプロジェクトが進められていることを知った。

2015年5月18日~24日にウィーンで開かれた CCPCJ 第24会期中にウィーンの女性の地位 NGO 委員会がサイドイベントを開催した。①女性に対するあらゆる形態での暴力について法的拘束力のある初めての国際条約であるイスタンブール条約に関するもの。②非政府部門=民間部門における拷問の廃絶にかんするもの。非政府拷問 (NST、non-state torture) という言葉もある。専門家として、Jackie Jones、Elizabeth Gordon、Linda MacDonald、Jeanne Sarson が参加して、NSTを国際的な法制度に組み込むこと、被害者に対する支援と援助を強化すること、法執行官や公衆に対する啓発活動を話し合った。

[Mary Jane Veloso] インドネシアで麻薬取引の廉で死刑を科されたフィリピン女性のために、IADL 会長は、インドネシア大統領に死刑判決を覆すよう要請した。

1. <http://www.africalegalaid.com/news/the-marginalized-intruder-defence-perspective>
2. <http://www.africalegalaid.com/news/afla-icj-kenya-asp-side-event-program-2014>
3. <http://www.imanager.nl/IManager/MailingWeb/12812/ODf9uXIxz6E0#>
4. <https://www.youtube.com/watch?v=Ihn31SR4EHk>

戦争法案の 可決・成立に強く抗議する法律家6団体共同声明

自民・公明両党と次世代の党など3野党は、本年9月17日夕刻の参議院特別委員会における抜き打ち的かつ暴力的強行「採決」に続き、同月19日未明、参議院本会議における強行採決によって、戦争法案（「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」）を可決・成立させた。

戦争法制は、米国などの他国防衛を目的とする集団的自衛権の行使を認めるほか、日本の安全や国際社会の平和を口実に、切れ目なく自衛隊の海外派兵と武力行使を解禁していくものであり、憲法第9条の平和主義を蹂躪する違憲立法であることは明白である。

この間、与党推薦の研究者を含めて圧倒的多数の憲法研究者、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官をはじめとする元裁判官たち、日本弁護士連合会のすべての単位会ほか弁護士グループらが、法案の違憲性を繰り返し訴えてきたが、政府与党は、これらの専門家の意見も無視し続けた。

また、法案審議が進む中で、合憲性の根拠（砂川事件最高裁判決・政府72年見解の読み替え）が早々に破綻し、法案の必要性（立法事実）のでたらめさ加減が露呈し、限定的だと称していた集団的自衛権の行使をはじめとする自衛隊の武力の行使に何らの歯止めもないことが明らかとなっていったにもかかわらず、政府は、野党側の質問には最後までまともに答えようとはせず、そのため、各種世論調査では、国民の約8割が政府は説明不足であると回答した。

国会の外では、今年5月の法案の国会上程以降、戦争法案に反対する国民の声が燎原の火のごとく広がっていった。各界・各分野から反対声明が続出し、若者、学生、若い母親たちが自ら声をあげ行動を起こし、数多くの地方議会や首長らが法案反対・慎重審議の決議や意見書を提出した。かつてない規模での広範な国民的共同行動の土俵を作り出した「戦争をさせない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」が呼びかけた8月30日の行動には、12万人もの人々が大河のように国会周辺を埋め尽くした。各種世論調査においても、法案に反対の国民は、5割から6割以上にのぼった。政府与党は、こうした広範な反対の声を無視して、あえて採決を強行した。

こうした審議経過から明らかなことは、安倍政権が、憲法だけでなく安保条約さえも踏み越えて「日米防衛協力のための指針」（いわゆる日米ガイドライン）を優先し、主権者たる日本国民の意思よりも、米国連邦議会におけるアメリカに対する約束を重視したということである。先の参院選、衆院選では、安保法制を争点としなかったにもかかわらず、安倍政権は、あたかもナチスの授權法（全権委任法）の手口をまねるかのように、数の力にものを言わせて国民主権と議会制民主主義、権力分立を形骸化し、政府自身が60年以上にわたって維持してきた憲法解釈を覆して、

憲法違反が明白な法律を制定した。戦後例をみない反立憲主義・反民主主義・反知性的な政権の暴走であり、到底許されない。

私たち法律家6団体（構成員延べ7000名）は、これまでも憲法研究者団体、日本弁護士連合会、日本労働弁護団をはじめとする広範な法律家・法律家団体と協力して、安倍政権による戦争法案の推進に対し強く反対してきたが、本法案の可決が、立憲主義・民主主義、平和主義を踏みにじる戦後憲政史上最悪の暴挙であることに対して、改めて満身の怒りをもって抗議するとともに、今後も、広範な国民とともに、憲法9条を否定し、日本を戦争する国に変え、自衛隊員をはじめとする日本国民並びに他国民の命を奪うこの戦争法制を発動させずに廃止に追い込むため、全力を尽くす決意であることをここに表明する。

2015年9月24日

改憲問題対策法律家6団体連絡会

社会文化法律センター	代表理事	宮里 邦雄
自由法曹団	団長	荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会	議長	原 和良
日本国際法律家協会	会長	大熊 政一
日本反核法律家協会	会長	佐々木 猛也
日本民主法律家協会	理事長	森 英樹

多文化家族への支援—積極的平和の視点から

名古屋学院大学教授 佐竹眞明

はじめに

日本には数多く国際結婚の家庭が暮らしている。日本人と外国人、そして、異なった国籍の外国人同士の結婚ともに「国際結婚」といえるが、本文では日本人と外国人配偶者との婚姻家庭を取り上げる。そうした家庭では、夫妻ともにさまざまな異文化体験をする、生まれてくる「ダブル」の子が豊かな可能性を持つなど、楽しく明るい側面もある。他方、外国人配偶者が言葉や就労、日本人の配偶者による家庭内暴力で苦しむこともある。子どもが学校でいじめられる事件もある。これらの事例において、外国人の配偶者や子どもは不条理な苦痛を受け、平和学の立場からいえば、いわゆる構造的暴力にさらされているともいえる。そうした暴力を取り除き、「積極的平和」を実現し、外国人配偶者や子どもが安心して暮らすには、どのような制度、政策、取り組みが必要なのだろうか。そうした視点から、国際結婚の家庭=多文化家族への支援を考えてみる。考察の中心はフィリピン女性と日本人男性との婚姻家庭である¹。

1. 多文化家族とは

まず、多文化家族という言葉について、説明しよう。次の3つのタイプがある。第一に、日本で暮らす日本国籍者と外国籍者との婚姻家庭である。国際結婚の夫婦、または夫婦とその子どもによって構成される。第二に、日本で暮らす日本国籍者と、帰化により日本国籍を得た人との結婚家庭である。帰化は結婚前、結婚後いずれもある。例えば、中国や韓国籍の人が日本人に帰化した後、日本人と結婚する場合、その結婚は統計上、日本人同士と分類されるが、帰化した人の民族文化的ルーツを踏まえると、その家族は「多文化家族」といえよう。第三に、国際結婚の夫婦が子どもを授かった後、離婚する国際離婚の家庭である。子どもは日本と外国の文化を受け継ぐ「ダブル」ともいえ、多文化的要素を備えている²。よって、そうした子どもを抱える離婚家庭は「多文化家族」と呼ぶべきである。日本人の片親と子ども、外国人の片親と子どもの家族ともに含まれる。外国人のシングル・マザー家族は後者の例である。

多文化家族はどのくらい日本にいるのだろうか。まず、国際結婚家庭（第1のタイプ）を見てみよう。日本における国際結婚は1978年の年間6280組から増加し、2006年には4万4701組となり、7倍近くとなった。その後、数が減り、2013年で2万1488組であり、これは1989年ころの水準である。2013年では日本人男性と外国人女性との結婚1万5442組であり、国際結婚全体の71.9%に

達する。女性の国籍は中国6253人、フィリピン3118人、韓国・朝鮮2734人などである。このように、日本における国際結婚では日本人男性とアジア人女性との婚姻が多いといえる。次に世帯数を見よう。2010年の国勢調査によると、日本人と外国人の夫婦は31万9962組であり、うち夫日本人、妻外国人という世帯は23万181組（71.9%）である。妻の国籍は中国7万262人、フィリピン6万9059人、韓国・朝鮮4万4193人などである。

加えて、父母の一方が外国人という子どもは1995年以来、毎年約2万人生まれている。2013年では1万9532人である。18歳未満ということで、1997年から2013年まで17年間に生まれた子どもを合計すると37万3794人おり、40万人近い。

こうして、多文化家族の中で暮らす人々、当事者の数は夫婦だけで約32万組いる。つまり、日本人32万人、外国人配偶者32万人、合わせて64万人である。子どもは40万人弱である。そして、帰化者との婚姻家庭（第2タイプ）、シングルパレンツの家庭（第3タイプ）も数万ある。これらを合計すると、多文化家族の当事者は100万人を超え、相当数の数といえよう（佐竹他 2015）。

II. 現状・問題

1. 就労

外国人配偶者は本国における学歴を必ずしも生かせず、工場やサービス業におけるパート労働に就くことが多い。専門職・管理職は限られる。言語の壁も高く、友人を頼って就労し、収入は低い（カラカサン・川崎市男女共同参画センター2013：10）。例えば、岐阜県のフィリピン人女性Eさん（50歳）は日本人男性と結婚して21年になるが、日本語は読み書きのみならず、話すことも苦手である。片言の英語、フィリピン語しか話せない夫との意思疎通も難しいという。彼女はスーパーマーケットの職に応募したが、言葉のハンディゆえに採用されなかった。現在、彼女は無職である（インタビュー、2015年7月11日＝以下日付で表記）。

2. 家庭内暴力

外国人女性配偶者が日本人の夫による暴力、いわゆる家庭内暴力（DV）を受けた場合、自治体の窓口では多言語による対応ができない、女性が帰国を促される、支援を断られる場合もあるという（山岸 2009：82）。筆者も日本人の夫の暴力ゆえに、離婚を決意したフィリピン人女性の通訳を家庭裁判所で担当したことがある。別室に夫が来ていることを知った女性は恐怖感をあらわにしていた。DVによるトラウマが深刻であることを痛感した。

3. 子どもの教育

2010年群馬県桐生市で小学校6年生の女子生徒が学校でいじめを受け、自殺する事件が

起きた。生徒の母親がフィリピン人であることを理由に、クラスメートが彼女をからかい、いじめを続けたことが原因だった³。また、筆者の知る例では、日本人との婚姻前にフィリピン人との間に授かった息子を、フィリピン人女性が日本人と結婚してから、愛知県に呼び寄せた。彼は中学に編入したが、授業についていけず不就学となった。彼の教育を受ける権利は保障されなかったといえよう。

4. 構造的暴力

ここで、平和学の研究者ヨハン・ガルトゥングの議論を紹介したい。彼は軍事力に基づく戦争がない状態は「消極的平和」であり、戦争がなくても、差別、抑圧、環境破壊といった「構造的暴力」は存続しうる、と論じた。構造的暴力は社会経済的な構造によって生み出され、当該者に責任がないのに不条理な苦痛をもたらす。そうした構造的暴力を除去することが「積極的平和」であり、平和学の課題は構造的暴力を生み出す構造を明らかにし、積極的な平和を築く条件を探求することとした (ガルトゥング 1991)。

その議論を借りると、就労における不利な状況、家庭内暴力、いじめや教育の権利の否定によって、外国人配偶者や子どもは不条理な苦痛を受けており、日本社会において、構造的暴力にさらされている、ともいえる。当事者は平和な状態で暮らしているとはいえない (在日外国人に関して[佐竹 2006]も参照されたい)。

III. 積極的平和を実現するために

では、多文化家族にとって、不条理な苦痛をもたらす差別、抑圧、つまり構造的な暴力を除去し、積極的平和を実現するにはどうしたらよいのか。以下、国際・国内レベルについて、考えてみたい。

1. 国際レベル

国際連合の人権委員会で議論されている「平和への権利宣言」が興味深い。平和への権利 (Right to Peace) とは、一人ひとりが平和のうちに生きることができるよう、国家や国際社会に要求することができる権利であり、その権利を保障する国際人権法を制定すべく、議論が継続中である ([笹本・前田2011]を参照)。軍縮を含む「消極的平和」、環境・発展を含む「積極的平和」ともに実現する権利を求めている。そのうち、12条「難民及び移住者の保護」には「国家は... 国籍や出身、移住者としての地位を問わず、... すべて個人の人権を尊重し、保護し、実現するための義務を負う」と記す。国連で宣言が採択され、日本政府も批准すれば、外国人配偶者を含む移住者の権利を保障する国内法の整備につながり得る。

2. 国内レベル

①法律

日本には外国人に関する基本法がない。外国人権法、もしくは民族差別撤廃法といった立法が求められる。対して、韓国では2007年、外国人を対象に在韓外国人処遇基本法、2008年、国際結婚の家庭に向けて、多文化家族支援法が制定された。韓国の事例を参照しつつ、日本における立法を検討すべき、と思われる。

②政策・施策

日本政府は明確な移民政策を策定していない。策定もしくは策定に向けた議論が求められる。現在のところ、内閣府の政策の1つ「共生社会」の中に含まれる「定住外国人施策」があるのみである。担当は内閣府特命（少子化対策）担当大臣である。この施策は2009年、南米出身の日系人を対象に始まったが、2010年制定の「日系定住外国人施策に関する基本方針」には「同様の課題を抱えている」他の外国人に対しても、施策の対象とすることが望ましい、と記された。つまり、就労や言語習得などで同じ状況にある外国人にも施策を提供すべき、と記したのである。実際、厚生労働省が2009年から関東・東海地区のハローワークを拠点に実施してきた「日系人就業準備研修」にはその趣旨に基づき、ブラジル人、ペルー人だけでなく、他の外国籍者も受け入れられ、日本人と結婚した外国人配偶者も参加するようになった。対象の拡大を踏まえ、研修の名称も2015年度から「外国人就業・定着支援研修事業」と変更された。

③DV対策

2001年制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(通称DV法)は2003年改正時に23条（職務関係者による配慮等）に、「被害者の国籍、障害の有無等に関わらずその人権を尊重する...」という文言が入った。これは神奈川の市民団体カラカサンによる国会議員への強い働きかけの成果だった（同団体：2014/9/16）。合わせて、日本人配偶者、とりわけ男性に対する意識改革に向けた取り組みも必要と思われる。夫に対して、妻の母国文化への理解を深める、家事・育児に積極的に関わるように働きかける講座を開くことも一案だろう。異なった文化への理解は外国人配偶者の尊重につながる。家事の分担は男女平等的な意識をもたらし得る。こうした意識改革は日本人の夫によるDV減少につながり得るのではないだろうか。なお、国際結婚をした夫やその親族への働きかけを行う団体として、宮城県の「多文化ファミリー会とめ」（代表・小野寺正幸氏）がある。結婚の当事者が立ち上げた団体として注目される。

④日本語学習

愛知県には、自治体や市民団体が外国人向けに開講する日本語教室が129ある⁴。外国人の配偶者もこうした学習機会を利用している。例えば、名古屋市で日本人男性と結婚して22年になるフィリピン人女性Jさん（53歳）。病院で栄養士補佐として働き、日本語も流暢だが、いっそ

うの向上を目指し、東別院（真宗大谷派）の日本語教室に通う（2015/7/11）。他方、2011年東日本大震災による被害に見舞われた宮城県南三陸町では、フィリピン人団体サンバギータの会F. L. が日本語教室を運営する。代表の佐々木アメリアさんは宮城在住30年に及び、高い日本語能力を生かし、同胞女性に日本語を教え、彼女らのエンパワメントを支援している（2015/2/7）。



サンバギータの会F. L. 佐々木アメリアさん
(右、夫と娘さんとともに)

⑤子どもの教育

国際結婚の子どもを含め、外国とつながる子どもに対して学習支援を行う団体も少なくない。例えば、東京・三鷹の「ピナット 外国人支援ともだちネット」がある。小中高生を対象にし、不登校、引きこもりの子どもを立ち直らせてきた（職員・出口雅子氏：2014/9/17）。名古屋でも「フィリピン人移住者センター(FMC)」がフィリピン人を母親として持つ子どもに向けて、放課後教室を通じて学習を支援する。学校や家庭で居場所を見つけにくい子どもの居場所となるように、努めているという（スタッフ・後藤美樹氏：2015/4/19）。



ピナット 外国人支援
ともだちネット 出口雅子氏

3. 理念・価値観

最後に、支援の底流にあるべき理念・価値観を論じたい。第一に、差別は絶対に許していけない。差別・偏見は外国人配偶者、およびダブルの子に不条理な苦痛を与えてきたからである。平然と民族的な差別を助長するヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムも絶対に許容してはならない⁵。

第二に、多様性の尊重が大切である。例えば、2015年度ミス・ユニバース代表は日本人の母親と、アフリカ系アメリカ人の父親との国際結婚の中で生まれた女性である。ミス日本は両親が日本人でなければ、という声もあるが、実は日本社会でも様々な民族的出自の人々が能力を生かして、自分のキャリアを実現してきた。そうした多様性は日本社会や文化を豊かにしてきたのである。多様性のもう一つの表れとして、彼女の選出をとらえたい⁶。

第三に、そうした「ダブル」世代の活躍を知り、多文化家族への理解を深めることも重要、と思われる。母がフィリピン人女性、父が日本人男性というスポーツ選手では、2010年ロンドン・オリンピックにフィリピン代表として参加した柔道の保科知彦さん、女子プロレスの朱里さん、大相撲の力士・高安がいる。その活躍の背景には、彼ら・彼女らを支えるフィリピン人・日本人の両親の存在がある。とりわけ、フィリピン人の母親は異国で結婚移民として、苦労を重ね、額に汗を流し働き、懸

命に生きてきた。祖国の親や親戚に送金しつつ、子どもを立派に育て上げた。彼女たちの境遇に思いを馳せることも必要なのではないだろうか。

おわりに

本論は多文化家族をめぐる現状を踏まえ、外国人配偶者や子どもたちが安心して暮らせるにはどうしたらいいのか、積極的平和の視点から考えてきた。ここで、在日外国人の側に立ち研究・実践を重ねてきた田中宏の好著『在日外国人 (第三版)』に触れると、その副題は「法の壁・心の溝」である。この表現は、在留外国人の権利を十分に保障できていない法令、日本人の心のあり方を指している。多文化家族についても、取り囲む法や制度の壁を突き崩し、心の溝を埋める必要がある。そして、私たちが差別を許さず、多様性を尊重し、家族への理解を深めることが、多文化家族の平和につながるのではないだろうか。

1. 本稿は2015年7月26日(日)名古屋学院大学で開催された名古屋学院大学平和学研究会主催・日本国際法律家協会共催「シンポジウム2015 国際人権と日本」で行った報告に基づく。報告タイトルは「多文化家族への支援を考える—フィリピン・日本の国際結婚を中心に」である。また、本稿は2014~2016年の科研共同研究「多文化家族への支援に向けて—国際結婚と多文化共生」(JSPS科研費26285123)による調査成果に基づく。
2. 日本では国際結婚における子どもは「ハーフ」と呼ばれることが多いが、筆者は「ダブル」と呼びたい。なぜなら、ハーフhalfは半分という意味であり、日本人・半分、外国人・半分ということで、中途半端なニュアンスがある。むしろ、日本人でもあり外国人でもあり、親の2文化を受け継ぐという意味で、「ダブル」double(2重、2倍)という言葉を使いたい。英語ではcross-cultural kids「異なった文化にまたがる子ども」という表現がある。
3. ウィキペディア「桐生市小学生いじめ自殺事件」の項 参照。
4. 愛知県国際交流協会作成「外国人のための日本語教室一覧」2011年11月作成 <http://www2.aia.pref.aichi.jp/resource/j/class/jpclass.pdf> 2015年8月28日アクセス
5. ヘイトスピーチ(英:hate speech)とは人種、宗教、性的指向、性別、思想、職業、障害などの要素に起因する憎悪(ヘイト)を表す表現行為。日本語では「憎悪表現」「憎悪宣伝」「差別(的)表現」「差別言論」「差別煽動表現」などと訳される。ヘイト・クライム(英:hate crime、憎悪犯罪)とは人種、民族、宗教、性的指向などに係る特定の属性を有する個人や集団に対する偏見や憎悪が元で引き起こされる暴行等の犯罪行為を指す。ウィキペディア「ヘイトスピーチ」「ヘイトクライム」の項を参照。
6. 宮本エリアナさん「人種への偏見、日本と世界からなくしたい」【ミス・ユニバース日本代表】http://www.huffingtonpost.jp/2015/05/07/miyamoto-ariana-interview_n_7229170.html 2015年8月28日 アクセス

参考文献

- カラカサン。移住女性のためのエンパワメントセンター・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21).2013.『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査』、カラカサン、同センター発行。
- 笹本潤・前田朗編著. 2011.『平和への権利を世界に—国連宣言実現の動向と運動』、かもがわ出版。
- 佐竹真明.2006.「多文化共生の平和学を求めて—外国人研修生・国籍条項を中心に」『平和研究』、第31号、日本平和学会、2006年10月、132-152ページ。
- 佐竹真明他. 2015.「多文化家族への支援にむけて—概要と調査報告」『名古屋学院大学論集(社会科学篇)』、第51巻第4号、2015年3月、49-84ページ。
- 田中宏. 2013.『在日外国人(第三版) —法の壁、心の溝』、岩波書店。
- 山岸素子.2009.「DVの現状とNGOの取組み—DV法と移住女性、当事者女性のエンパワメント」アジア・太平洋人権情報センター編2009.『アジア・太平洋人権レビュー2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』現代人文社 所収、78-85ページ。
- ヨハン・ガルトウング. 1991.『構造的暴力と平和』(高柳先男他訳)、中央大学出版部。

KAFIN 15周年記念パーティでの JALISA 表彰

日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生

2015年7月5日川口市駅前行政センター(キューポ・ラ)において、KAFINの15周年記念パーティが行われました。JALISAも招待を受け、大熊会長と私が参加しました。パーティではKAFINの活動に協力している個人と団体の15団体が表彰され、JALISAもそのうちの一団体として表彰されました。



表彰状を受け取る大熊会長

代表を務める長瀬アガリンさんは、15年前にたった一人で、困っているフィリピン人移民労働者の支援を始めたそうです。

年々支援者も増えて、現在では日本各地との繋がりもできて在日フィリピン人にも知られるようになったものの、まだ小さい組織で組織の運営には経済的にも苦



日本での過酷な労働を描いたパフォーマンス

労されているようでした。アガリンさんと当初から一緒に活動されている太田直子さんが、自分が移民労働者を支援しているばかりではなくて、逆に自分も移民労働者から前向きな姿勢を学ばせてもらったりして支援を受けている、とお話なさっていたのが印象的でした。

フィリピン人の参加者による歌やダンスがあり、楽しいひとときでした。フィリピン人移民労働者の日本での過酷な労働を描いたパフォーマンスもありました。祖国の家族にさえ苦しい顔を見せず、つらい気持ちを隠し、何とか耐えて働いている、ここ(日本)は「戦場」のようだ、というメッセージとともにパフォーマンスが行われました。



最後に、祖国を思うフィリピンの歌を合唱して閉会しました。



日本ではまだまだ移民労働者に対する偏見が多いですが、まず、彼らの置かれた立場を理解し、問題の解決に向けて連帯していくことが必要です。今後のJALISAの関わり方として、移民の過酷な現実をもっと社会に発信し、問題の解決にむけてKAFINのような団体と連帯して活動する必要性を改めて感じました。

ベトナム法律家協会と私たち

青山学院大学教授 新倉 修

2015年8月18日から22日まで、ベトナム法律家協会の代表団が正式に日本を訪問した。正式というのは、協会が招待状を送り、ビザを取得して、来日されたという意味のほかにも、一定のミッションをもって訪問されたという意味がある。これまでも、たとえば2001年のCOLAP3の準備のために、Lu Van Dat 副会長=事務局長らを招待したり、2008年と2013年の9条世界会議に招待したりした経験はある。さらに歴史をさかのぼれば、ベトナム戦争の最中には、トラクターを送ったり、印刷機や紙を送ったりしたこともある(『人類に明日あれ』勁草書房および『日本国際法律家協会の歩み 1957~2007』参照)。また、渡辺卓郎弁護士(協会の元事務局長で現顧問)が中心となって、ベトナムの梵鐘を平和のシンボルとして、返還する募金活動を組織し、無事、返還をした後、白石光征副会長や大熊政一会長がCOLAP3の機会に梵鐘を訪ねて訪れたこともあり、



ベトナム法律家協会のグエン会長と
JALISAの大熊会長

さらに梵鐘が展示された後に、訪問団を組織したこともあった。



JALISA事務所で意見交換

今回は、新しくベトナム法律家協会の会長になられたグエン・ヴァン・クエンさん(Mr. Ngyuen Van Quyen)がご夫人と一緒に来日され、一切の連絡事務を仕切られた副会長のレ・チ・キム・タインさん(Ms. Le Thi Kim Thanh)、日本風に言えば総務部長であるチャン・ドック・ロンさん(Mr. Tran Duc Long)、人事部長ともいべき役職にあるレ・アイン・トゥエンさん

(Mr. Le Anh Tuyen)が来られた。私自身も、1991年のCOLAP2の後でベトナムを訪問された清水誠さん(副会長・故人)や斉藤一好さん(副会長・故人)や上野登子さん、加藤文也さんらにならって、鮎京正訓さん(名古屋大学名誉教授)のご紹介で、矢花公平さん、斉藤誠さん、羽倉佐知子さんらと訪問団を組み、国家と法研究所のUc教授のお世話でハノイとホーチミンを訪問した。当時はまだ法学部のある大学がベトナムには2つしかなく、法律家の養成が急務であるという話を聞いたこともあった。その後、Uc教授は、ベトナム法律家協会の事務局長兼副会長に就任され、ソウルで2005年にCOLAP4が開催されたときに、準備会の段階から積極的に参加され、実はベトナムと韓国とは定期的な交流が開かれ、古の昔には、黒潮に乗って、ベトナムの金一族が朝鮮半島に大挙移住した記録もあるという話を披露されて、びっくりさせられた記憶もある。

今回は訪問の趣旨に応じて、法律家協会の組織運営や活動などについて、日本弁護士連合会やJALISAなどの法律家団体との交流を深めるため、日程を組んだ。日弁連では、村越進会長が歓迎のあいさつをされ、島村洋介弁護士(国際室嘱託)が英文の資料をもとに詳しい活動内容を説明し、ベトナム側から、日弁連との提携の可能性について発言があった。日弁連の担当副会長も多

忙なスケジュールの合間をぬって列席され、協会からは大熊政一会長も出席され、協会との懇談会でも、その話を披露された。

現在、ベトナムからの留学生も増えており、今回通訳を務めてくださった方も日本に帰化された人で、交流のチャンネルも増えている。また今問題になっている技能実習生の受け入れ問題も、ベトナムを含む東南アジアの人々がさしあたって、日本政府や財界の念頭にあるはずである。さらに言えば、国内人権機関がないという点では、日本もベトナムも共通の弱みがあり、その他、人権の課題や開発と環境保護とのバランスの問題とかにも目配りする必要がある。

さて、ベトナム側にとってはさらに、大きな懸案事項は、枯葉剤の被害の補償・賠償問題とともに、南沙諸島をめぐる領有問題や安全保障上の問題である。日本にとっても無視していい問題ではないことは言うまでもない。現に、今回大きな国民的関心を引き起こした「安保法制」は、シームレスな安全保障体制の整備という題目から見ても、南沙諸島の問題にもからむ要素が多分に含まれており、正当化の論理として、「周辺国の懸念」が、微妙な位置づけという状態でありながら、取り上げられていることを改めて指摘しておきたい。これは、海洋における「法の支配」という大きな問題に関連するが、同時に今問われているのは、「法の支配」を実現する方法論であることに着目したい。国際的には、海洋裁判所や国際司法裁判所という紛争解決機関があるが、これをどう使うかという問題とともに、国連の安全保障理事会というチャンネルが機能しえない状況を踏まえると、「抑止力の強化」という選択肢しかないという問題が提起されている状態にある。が、これは承服しがたい。「安保法制」が「戦争法案」だと批判されるのは、9条の理念を壊すだけではなく、集団的自衛権という「アリの穴」を使って、国連憲章の武力紛争の防止という堅い「平和の砦」を崩す「禁じ手」(憲章2条4項の「国際紛争を解決する手段としての武力の行使および武力による威嚇の禁止」)に関わるからである。

「戦争のできる国」に引き戻そうとする大きな動きに、国民は立ち上がり、「壊憲」阻止を叫んでいる。私たちは、憲法9条の「戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認」と憲法前文の「全世界の国民の平和のうちに生きる権利の承認」という「芯柱」を守り、国際人権宣言として「平和への権利」を第2の「芯柱」にして、紛争のない「彼岸」に向かおうとしている。ベトナムの人たちの懸念の解決も、この「芯柱」を中心に据えて、平和のための協働という好ましい関係を広げ、基盤を固めることが大事だと思う。そのためには、さらに協会の活動を強化する必要がある。こう考えると、ひどく複雑な方程式を解くような気分になるが、道は必ず開ける。

今回の訪日で、ベトナム法律家協会の皆さんは、日本の法律家とのより緊密な提携と協働を希望された。協会事務所のある曙橋の「平和」という名前の入った中華料理店でも、日比谷図書文化センター近くの日本料理の割烹でも、懇親を深めた。その際、かつてハノイの日本料理店に、COLAP3の開催に尽力したLu Van Datさんを慰労したときに、白石さんがベトナム戦争勝利の秘訣をたずねたら、最後まで戦うから勝利するという明快な回答を得て、一同爆笑し、さらにDatさんは「自分はお酒でも負けたことはない」と胸を張られたというエピソードを披露した。Ngyen会長によれば、そのDatさんは90歳を超えて今でも元気におられるそうである。「法の支配」を築く「人の連帯」が大事だという教訓を得た思いがする。

キューバ友好団体との懇談会に参加して

日本国際法律家協会事務局長 長谷川弥生

1 キューバ大使館主催の懇談会

2015年8月12日 キューバ共和国大使館2階ホールにおいて、5人のキューバの英雄の一人、フェルナンド・ゴンサレス ICAP(キューバ諸国民友好協会) 副総裁を迎えて開かれた、同総裁と日本のキューバの友好団体との懇談会に参加した。

2 フェルナンド・ゴンサレス・ヨルト (Fernando Gonzalez Llort) 氏

フェルナンド・ゴンサレス・ヨルト氏 (以下「フェルナンド氏」という。) は、1963年、キューバ共和国ハバナ市生まれ。国際経済学学士。キューバ共産党員。1990年代にテロ活動、挑発行動が増大したことを受けて、米国フロリダ在住の反革命組織の幹部やメンバーの行動の情報をつかみそれを制御する任務を果たすためにキューバを出国した。1998年9月12日に米国からスパイ容疑で他の4人の仲間とともに拘束され、2001年12月18日、19年の禁固刑に処された。2009年12月8日に見直し裁判で、刑期が17年9か月に減刑され、2014年2月27日に刑期を終了して米国で釈放された。その後米国から「国外追放」され、キューバに帰国した。

帰国後 ICAP(キューバ諸国民友好協会) 副総裁に任命され、現在も同職を務める。

2001年12月29日、人民権力全国会議 (キューバの国会) はフェルナンド氏に「キューバ共和国英雄」の称号を与え、2015年2月24日には、他の4人の仲間とともに「英雄章」が授与された。

3 フェルナンド氏の講演

フェルナンド氏には、15年にもわたる苦難を受けた人物ということからイメージするような悲壮感はなく、たえず笑いを誘うような話をされる、ユーモラスな感じの方であった。懇談会という会の性質上もあって、話の中心は、連帯してきた人々に対する感謝の言葉であった。国際連帯がなければこの勝利はなかった、と繰り返し話されていた。深刻になりすぎず笑いを誘う話し方で、これまでのいろいろ苦難に会っても人間というものの本来持っている良さを信じて頑張ってきた、と述べられた。

4 質疑応答

主な質問を二つあげる。

Q 米国とキューバの国交回復と今後の国交正常化についてどのように感じますか。

A 国交回復と国交正常化は別物であり、今後、長く複雑な道のりが残っている。米国による56年にも及ぶキューバへの敵対政策の結果、国交正常化は大きな問題を抱えている。

たとえば、米国の大統領権限を持ってすればキューバに対する経済封鎖は解除できるにもか

かわらずオバマ大統領は（口ではやると言っておきながら）未だに実行する気配がない、グアンタナモのように、自国の領土を他国に占領されているのは、正常な国家関係とはいえない、敵対政策によりキューバ国民が受けた被害に対する補償も必要である、などである。

米国との関係においてキューバは何も妥協していない。ラテンアメリカの首脳会議などにおいてオバマ大統領は「未来を考えよう。」ということばかり言うが、キューバは歴史を振り返りながらでなければ前には進めない。歴史を振り返らずして正しい方向には進めないはずだ。どういうことをした結果、いまどういう状況にあるのか、検討しなければならない。

米国は誕生したときから、キューバの支配を目指してきた。支配の方法としては、①米国の一部にすること、もしくは②他国のままで支配下におくこと、であった。今日において①の方法があり得ないことは明白である。しかし今後も②の方法についての原告の模索は続くだろう。1959年にキューバ革命が起こり米国はキューバが思い通りにならない国あることを思い知った。その後米国は、オープンな形でのキューバに対する攻撃を行ったが、うまくいかず現在にいたる。

そしてこのたびキューバと米国の国交が回復し、米国はキューバに対するオープンな形での攻撃をやめ、キューバと米国の対話の土台ができた。しかしわたしたちキューバは、米国の最終目的がキューバ革命のプロセスの破壊であることを忘れてはいけない。私たちキューバの5人は、キューバ人とともに力を合わせて今後の戦いを続けていくのが、キューバの5人としての役割だと思う。

Q 15年以上投獄されていてよく抵抗し続けられましたね。

A 闘いと抵抗の歴史を持つキューバ国民の代表としてです。キューバ人のアイデンティティによるものです。

JALISAの活動に役に立つ書籍紹介

『アフガン帰還兵の証言-封印された真実』 『帰還兵はなぜ自殺するのか』

室蘭工業大学大学院工学研究科教員 清末愛砂

第189国会で日本国憲法の平和主義に明らかに反する一連の戦争法案が、民衆の反対の声を無視して、暴力的に可決された。実際に施行されると、自衛隊が世界各地で米軍を含む外国軍の後方支援を行うようになり、また集団的自衛権の下で直接的に武力を行使することになる。戦争法は、これらの活動に参加させられることになる個々の自衛官の生命を危険にさらすことになる。自衛官は武力攻撃の現場にいることで、負傷等の肉体に対する物理的な影響を受けるとともに、生命の危機を感じる恐怖を経験する。

このような経験は現場における一過性のものではなく、そこから離れた後も精神的な苦しみとして続くことがある。それは自らが武力攻撃にさらされ、負傷したという苦しみのみを指すわけではない。そこには、自らが民間人を含む<攻撃>対象や<反撃>対象を傷つける、または生命を奪う立場になったことからもたらされる苦しみがある。

これらの大きなショックをとまなう苦しみは、帰還後に自衛官にPTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症させる可能性がある。その結果、自衛官の自殺/自殺未遂のみならず、家族や恋人のような身近にいる者に対する暴力を生み出しかねない。アフガニスタンやイラクへ派兵された米兵のその後については、すでに日本でも書籍やメディアの報道を通して、少しずつ知られるようになってきたものの、戦争法(案)に反対する運動においては、十分に議論されてきたテーマであるとは言えない。したがって、本稿では、このような問題を考えるために、以下の書籍を紹介したい。

- (1) スヴェトラナ・アレクシエーヴィッチ (三浦みどり訳)『アフガン帰還兵の証言-封印された真実』(日本経済新聞社、1995年)
- (2) デイヴィッド・フィンケル (古屋美登里訳)『帰還兵はなぜ自殺するのか』(亜紀書房、2015年)

前者は、1979年から1989年まで続いたソ連による対アフガニスタン軍事侵攻に参加させられ





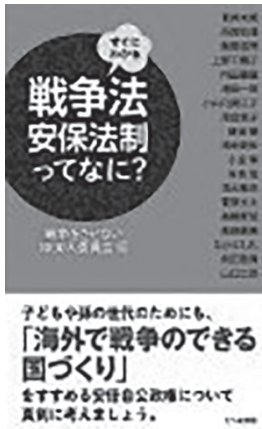
たソ連兵、その家族による証言集である。国際主義という名目を掲げた長期にわたる軍事介入。集団的自衛権の下で行われた同介入時代、アフガニスタンでは介入に抗する闘いが展開され、そのなかで多数のアフガン民衆が殺された。一方、多数の若い兵士をアフガニスタンに送り込んだソ連側も、大きな犠牲を払った。両足を失う等の重傷を負ったソ連兵、帰還兵や看護師等で送り出された女性たちが思い出すアフガニスタンでの痛みをともなう経験、息子を失った親のさまざまな苦悩が多数紹介されている。

後者は、アフガニスタンとイラクに派兵された米兵が苦しむPTSDやTBI(外傷性脳損傷)、別人のように変わり果てたこれらの元兵士が家族に与える物理的・経済的影響、夫を失った妻のその後、帰還兵の自殺防止策を考える米軍高官の様子が描かれている。ここで見てくるのは、派兵先での出来事により精神的ダメージを負った者の割合の多さと、帰還後の高い自殺率だ。

これらの書籍で紹介されている帰還兵やその家族が、将来の自衛官やその家族の姿と重なる。前者は、今から20年前に発行された書籍であるため、図書館で見つけるか、古本屋を通して入手せざるを得ない。後者は新しく出版された書籍であり、大手本屋やウェブ上での注文を通して入手が可能である。戦争法により、日本社会が抜本的に変わろうとしているまさにこのとき、戦争法の廃止を求める力強い運動を継続するためにも、ぜひ一読をお薦めする。

『すぐにわかる 戦争法 安保法制ってなに?』

日本国際法律家協会会長 大熊 政一



安倍政権が必死に成立を目ざしていた安全保障法案（戦争法案）は、連休直前の9月19日未明、参議院本会議での国民世論を無視した強行採決によりついに成立してしまった。戦後70年にわたり維持されてきた国のあり方を根底から覆し、日本を文字通り「戦争する国」に転換させる暴挙である。しかし闘いはこれで終わるわけではない。今回の衆参両院にわたる審議の中で引き出された政府答弁、国会審議や公聴会で深められた論議を拠り所として、成立した戦争法の発動を阻止し、塩漬けにする闘い、さらには戦争法の廃止に向けた闘いに全力を尽くさなければならないし、安倍内閣が最終的に本丸として目指している憲法9条の改正を何としてでも阻止する闘いを強力に推し進めな

なければならない。

“戦争をさせない1000人委員会”により作られた本書は法案成立前（7月下旬）に発行されたものであるが、今後の闘いにとっても大いに参照されるべき有効な視点を提供している。

本書は戦争法の細かな規定やその問題点を個々に説明し指摘するのではなく、戦争法が何故問題なのかを、戦争法を議論する際に顧みなければならないいくつかのキーポイントを取り上げ、それぞれ各テーマにふさわしい論者による分かり易い解説を通じて、戦争法の危険性を明らかにし、なぜ戦争法に反対しなければならないかを解き明かしてくれる（第1章）。取り上げられているキーポイントは、「武力で平和は作れない」ことの根本的な認識の必要性、戦争法に盛り込まれたいわゆる「グレーゾーン」の意味とその危険性、自衛隊の活動範囲の拡大と世界中で武力行使を可能にする点、集団的自衛権行使を可能とするための新3要件の危険性、日米新ガイドラインと戦争法との表裏一体の関係、戦争法がもたらす沖縄への深刻な影響、これまでの事例であるアフガニスタンでの集団的自衛権行使がアフガニスタンの人びとに何をもたらしたのか、などである。

本書はそのあとに、これまでに開催された“戦争をさせない1000人委員会”や“1000人委員会”も参加している“総がかり行動実行委員会”などによる各種集会における各界著名人の発言や講演を収録している（第2章、第3章）。それぞれの体験や専門に根差した知見にもとづく鋭い問題提起や切実な感情が読む者にインパクトを与える。最後に安倍政権が集団的自衛権行使が許されるとする根拠に掲げている砂川事件最高裁判決が全く根拠とならないことについてのQ&Aによる要領のよい解説を載せている（第4章）。

本書は新書版の230頁余りのコンパクトな書物ながら、豊富な内容と情報が詰まっており、戦争法について考えようとする者、これからの運動を進めていこうとする者にとって必読文献の1つであると言えよう。（2015.9.22記）

「戦争放棄と平和生存権」

日本国際法律家協会理事 小林政治



この本には、戦争反対と平和主義に関する問題や、平和生存権という概念が実に克明にまとめ論説されていると思いました。多くの平和主義者や民主主義者、法律家のみなさまと討論してみたく思いました。

深瀬先生は、経済学を哲学的、科学的に述べられたマルクスに匹敵するぐらいの法律、平和論者であると思いました。また、表現がたいそう文学的で、法律家的表現をこのように文学的に表現できるためには、相当な修学をされた方だと敬意を表した次第です。

古代、中世における戦争と平和論は「史的唯物論」なる論述で、時代によって戦争の性格、内容、目的などが、逐次変化してきていることを詳細に初めて知ることが出来ました。

宗教と平和思想の関連についても、民族宗教の発生源や人類の宗教観念の起源についても、人間観にもとづいた宗教観を克明に分析されたうえでの神的、仏的な宗教観念に基づく平和思想を解説されていることに驚嘆しました。

著者が引用している書物、人物を知れば知るほど、学習の幅を上げざるを得なくなるという意欲と刺激を受けました。この意欲の幅は、日本国内だけでなく、世界全体に広げるとともに、世界人類史にまで広がっていくことを知ることができました。そうなれば、この平和共存論は全世界のあらゆる職業をもつ人々すべてで話し合い、勉強、交流し合う分野、論域であることを知りました。その出発点として、まず当書については日本国際法律協会に関係する人々の中で、大いに討論し、周囲の人々を論議の輪に誘い入れていくべきではないかと痛感しました。

小生は、この本を先ずは春日井の書店に購入を求めました。しかし、当書は発行元には絶版であり、発行には契約出版で一冊2万円近くとのことでした。春日井の公立図書館にもなく、名古屋市の鶴舞図書館から2週間の貸出し期限で取り寄せていただきました。期限内に必読を期し、ようやく本日読了し、感想文を書きあげるところに漕ぎ着けました。これを脳梗塞で外出行動のできない小生の体調のおかげと陰ながらも喜んでおります。

2015年8月23日 自宅ベッドサイドより

JALISA の活動と私

長谷川弥生

私がJALISAに入会したきっかけは、所属する事務所の本棚にあったJALISAの50年誌や数々の外国への訪問記などを見たことです。事務所の先輩であった青木護弁護士がお持ちになっていて興味を持ちました。それまで特に外国に住んでいたとか、留学したことがあるとかいうわけではありません。しかし、漠然と海外の人との交流には興味がありました。

思えば大学生のときに、所属していたオーケストラの演奏旅行に参加して初めてオランダに行き、ホームステイ先の地方の小さな町のどこかの広場で日本国旗が燃やされているのに遭遇しました。大変驚くとともに、みじめな気持ちになりました。そのとき道で会ったおじさんに、あなたは日本人でしょう、危ないから早く帰った方がいい、と言われました。私を気遣ってくれたおじさんの好意に感謝しつつ、私たちは歓迎されていないのだと寂しくなったことをいまでも覚えています。

あれから何十年もたち、今年の4月に再びオランダに行きました。弁護士会の一員としての視察旅行であったことも影響したのか、行く先々で温かい歓迎を受けました。いまでは反日感情も大きく和らいているとのことで、ほっとしました。

どこかの国の首相が言っているように、戦争責任を若い世代に引き継ぐべきではない、といって過去をうやむやにしておしまおう、というのは間違っていると思いますが、戦後の世代が協力し合って、過去にとらわれすぎず、将来に向かってよりよい関係を築いていくことは歓迎すべきことだと思います。歴史を学びつつも時代の流れにあわせて自由な発想で議論できるような場がもっと増えるとよいなと思います。

JALISAに入会してしばらくの間はどのように参加したらいいのかかわからず、名前だけの会員でした。しかし笹本弁護士に声をかけていただいて、フィリピンで開催されたNUPLの総会に参加し、フィリピンの弁護士や裁判官、検察官と交流してからというもの、JALISAの活動に参加することが徐々に楽しくなってきました。その後日本でフィリピン人事件にかかわるようになり、個別事件を通して学ぶことは非常に多く、いまま事件ごとに新しい発見があります。入国管理行政の裁量の広さを思い知らされ、被告である国の血も涙もない主張にめげそうになることもあります。しかし、家族や子どもという人間にとって一番大切なことを守るための人生のかかった闘いだと思うのでこれからも取り組みたい。フィリピン人に限らず、外国人の問題に取り組み、その背景に目を向けていきたいと思っています。

そしてゆくゆくは個別事件の解決だけでなく、社会全体のしくみや運用の問題に対する活動もできればいいなと思います。

JALISAのみなさま、どうぞ宜しくお願いします。これからJALISAで活動しようかな、と思っておられるみなさん、ぜひ一緒にやりましょう!

会員紹介

朝日新聞北海道版「私は考える 安保法制」の欄に、清末愛砂 (JALISA 理事、室蘭工業大学大学院教員) が取り上げられました。集団的自衛権の下で行われる武力行使を問題化する際には、攻撃される側の人々がどのような状況に置かれることになるのか、という点を考える必要があることを訴えています。

**私は考える
安保法制**

憲法を教える立場から、全国各地の集会で法案反対の発言をしました。

今回の安保法制では、憲法9条の枠組みでの違憲という批判が集中しました。一方で抜け落ちていく視点があります。集団的自衛権の行使で攻撃を受ける人たちがどうなるかを考えるべきです。

2001年に始まったアフガニスタン戦争で、自衛隊はインド洋で米艦などへの補給活動をしまし

攻撃される側の視点

室蘭工業大学准教授
清末愛砂さん(43)



た。間接的な集団的自衛権の行使と言えます。日本は加害者の一員でした。

アフガニスタンでは、元来の家父長制での女性への抑圧が外国軍の介入で悪化。女性解放を理由とした米国の攻撃後も変わらない。難民にもなれない貧困層の生活は社会不安を招き、性暴力やDV(配偶者の暴力)が多発しています。

今月、2年ぶりにアフガンを訪れました。治安の悪化がひどく、今回は街中を歩くこともできませんでした。家から家へ、車で移動するだけでした。

戦争法への反対運動をさらに盛り上げ、持続することが大切です。違憲訴訟が広がるでしょう。自衛隊派遣の差し止め訴訟は勝つ可能性があります。政権交代で、民衆をみくびった「アベ政治」を見返そう。

(聞き手・三上修)

2015年

- | | | |
|----|-----|----------------------------------|
| 6月 | 29日 | 法律家6団体「法律家は安保法制を許さない 6・29院内集会」 |
| 7月 | 5日 | KAFIN15周年記念パーティ出席 |
| | 9日 | 組織財政問題委員会 |
| | 26日 | 平和への権利・報告集会(名古屋学院大学) |
| | 31日 | 第5回理事会 |
| 8月 | 7日 | ネパールの法律家・ギャネンドラ氏とラビンドラ氏来日(高山に招待) |
| | 7日 | ネパールの法律家とCOLAPVIの打合せ |
| | 17日 | ベトナム法律家団体の来日招へい |
| | 19日 | ベトナム法律家団体とJALISAとの交流 |
| | 20日 | IADL・安保法制反対に関する声明発表について記者会見開催 |
| | 20日 | ベトナム法律家団体と青法協・自由法曹団との交流会主催 |
| | 26日 | 原発と人権 第1回実行委員会 |
| | 27日 | 平和への権利・講演会(近畿弁護士連合会:大阪弁護士会) |
| 9月 | 3日 | 組織財政問題委員会 |
| | 5日 | 平和への権利実行委員会 |
| | 11日 | 平和への権利実行委員会 |
| | 14日 | 法律家6団体「戦争法案の廃案と自衛官の人権擁護を求める集会」 |

今後の予定

- | | | |
|-----|-----|--------------------|
| 9月 | 28日 | 原発と人権 第2回実行委員会 |
| 10月 | 2日 | 第6回理事会 |
| 10月 | 3日 | 平和への権利実行委員会 |
| | 30日 | 組織財政問題委員会 |
| 11月 | 9日 | 原発と人権 第3回実行委員会 |
| 11月 | 21日 | 平和への権利実行委員会 |
| 12月 | 12日 | 日本国際法律家協会 第38回定期総会 |
| 12月 | 19日 | 平和への権利実行委員会 |



ネパールからギャネンドラ弁護士が8月上旬に来日、交流しました。今年6月に行われる予定だったCOLAP-6は、地震のため延期になりましたが、2016年6月17日(金)～19日(日)になる予定です。

編集後記

一連の戦争法案が衆議院と参議院で暴力的に強行採決され、日本は再び戦争ができる国へと変貌しました。本号も前号に続き、その状況から脱するための運動をさらに進めていく際に、重要な鍵の一つとなる「平和への権利」に関する原稿を多数掲載しております。日本で平和への権利に関する集会在各地で開かれるようになると、運動を進める際の理論的枠組みが広がるのではないのでしょうか。戦争法案に関連するものとしては、国際民主法律家協会 (IADL) が発表した声明の原文と邦訳も掲載しております。こちららぜひお読みください。また、会員による国際法律家協会の活動に関連する原稿をインター・ジュリスト上で紹介したいと考えておりますので、皆さま、ぜひ積極的に投稿してください。よろしくお願いたします。(清末愛砂)